

(仮称) 浜里風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成29年2月

株式会社道北エナジー

目 次

I 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
II 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

I 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を作成した旨等を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した（縦覧期間に年末年始の長期休日を含むことを考慮し、縦覧期間を 36 日間とした）。

(1) 公告の日

平成 28 年 12 月 22 日(木)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

平成 28 年 12 月 22 日（木）付で、下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 北海道新聞（朝刊 27 面）
- ・ 日刊宗谷（朝刊 2 面）
- ・ 日刊留萌（夕刊 7 面）

② インターネットによるお知らせ

平成 28 年 12 月 22 日(木)から、下記のホームページに「公告」を掲載した。

- ・ 幌延町のホームページ（別紙 2-1 参照）
<http://www.town.horonobe.hokkaido.jp/>
- ・ 豊富町のホームページ（別紙 2-2 参照）
<http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/>
- ・ 天塩町のホームページ（別紙 2-3 参照）
<http://www.teshiotown.hokkaido.jp/>
- ・ (株)道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト（別紙 2-4 参照）
<http://eeh-development.com/hamasato/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 4 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 幌延町役場
（北海道天塩郡幌延町宮園町 1 番地 1）
- ・ 豊富町役場
（北海道天塩郡豊富町大通 6 丁目）
- ・ 天塩町役場
（北海道天塩郡天塩町新栄通 8 丁目）
- ・ 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
（北海道稚内市末広 4 丁目 2-27）

② インターネットの利用による縦覧

- ・ (株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト
<http://eeh-development.com/hamasato/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 28 年 12 月 22 日（木）から平成 29 年 1 月 26 日（木）まで
（土・日曜日・祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)は 4 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 401 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会は 3 カ所で行い、開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

回	開催日時	開催場所	来場者数
第 1 回	平成 29 年 1 月 12 日（木） 午後 1 時から午後 3 時	豊富町 定住支援センター（北海道天塩郡豊富町東 1 条 6 丁目）	5 名
第 2 回	平成 29 年 1 月 12 日（木） 午後 6 時から午後 8 時	幌延町 国際交流施設（北海道天塩郡幌延町宮園町 1-8）	5 名
第 3 回	平成 29 年 1 月 13 日（金） 午後 1 時から午後 3 時	天塩町 社会福祉会館（北海道天塩郡天塩町海岸通 5 丁目）	3 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 28 年 12 月 22 日(木)から平成 29 年 2 月 9 日(木)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙 3 参照)

- ① 縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ② (株)道北エナジーへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 95 通であった。

II. 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条及び第 19 条に基づく、環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの提出意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業の目的及び内容等

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>地元に残る豊かな自然環境を守っていくことは重要な課題であり、環境にやさしい風力発電事業には期待しています。</p> <p>また、本町内会は周辺の町内会同様、年々世帯数が減少しており、地域のにぎわいを取り戻すことが課題と考えております。</p> <p>この風力事業が実現し、オトソルイ風力発電所と並んで地域のシンボルとなり、地元の活性化につながって欲しいと思っております。</p>	<p>当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしております。地元の皆さまからも本事業にご理解頂けるよう、また愛着をもって頂けるように努めてまいります。</p>
2	<p>バランスの取れた事業計画を練って頂き、周辺住民とのコミュニケーションを密にしてもらうようお願いいたします。</p> <p>地球温暖化や自然災害の増加が実害として出てきていますし、今後はエネルギー自給の懸念も顕著になってくることも考えられます。</p> <p>できることは今からやっつけていかないと、気が付いたときには手遅れになるかもしれませんし、その時に被害にあうのは私達の子供や孫たちです。</p> <p>また、立地的な観点からいっても、豊かな自然を感じながら自然エネルギーも体験したり学べたりするような、子供達も含めて教育の場として活用できる取り組みも検討してください。</p>	<p>本事業は地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資するものと考えております。今後一層、周辺住民とコミュニケーションを取りながら、ご提案のあった環境教育等を含む地域のニーズをくみ上げながら、バランスの取れた事業計画を検討してまいります。</p>
3	<p>浜里風力事業について、地元の町内会として意見致します。</p> <p>本町内には酪農家が多くおりますので、酪農への悪影響が無い様、十分な検討をお願いします。</p> <p>本発電所が風車の街である幌延の新たなシンボルとして観光資源になり、雇用創出、地元の産業の振興につながることを期待しておりますので、地元住民、酪農業に十分配慮の上、事業が推進され、実現されることを願っております。</p>	<p>ご指摘もふまえ、酪農業へ悪影響を及ぼさないような事業計画、工事計画の策定に努めてまいります。当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしておりますので、地元の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、自然環境及び地元の重要な産業である酪農業とも共存・共栄を目指して参ります。</p>
4	<p>3,000 キロの風車は見ることがありません。</p> <p>サロベツにそのような大きな風車がたつイメージが付きませんがくれぐれも環境に配慮し、慎重に進めていただければと思います。</p>	<p>大型化して受風面積を増やすことで1基あたりの発電効率が上がると同時に基数削減による改変面積の低減にもつながります。また、世界的にみると3,000kW級の風車は、現在主流の風車となっています。引き続き、地元の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、自然環境及び地元地域との共存・共栄を目指して参ります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	地球に優しいクリーンエネルギーを推進する事業であると思います。 自然エネルギーである風力発電には大変期待しています。 また、新たな幌延のシンボルとして活躍する事を期待しています。	本事業は浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。引き続き、地元の皆様にご理解・ご協力を頂きながら、着実な事業推進を心がけて参ります。
6	近年の石炭火力発電の増加は二酸化炭素の排出増加になることを非常に危惧しています。幌延がクリーンエネルギーの風力発電に適しているのであれば、ぜひ事業を推進頂き、国内の老朽化した火力発電所は閉鎖するべきと考えています。	火力発電に大きく依存する現状において、ご意見のとおり、風力発電も含めた再生可能エネルギーの導入が進むことに伴い、火力発電を減らせることで二酸化炭素排出の減少を図れるものと考えております。
7	私は夏場観光の仕事に携わる者として地球環境に優しい風力発電が増えるのはオトノレイの風車と共に地域のシンボルとして観光の一部になることも期待しています。 自然環境への影響に十分配慮の上事業を進めてください。	当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしております。引き続き、地元の皆様にご理解・ご協力を頂きながら、周囲の自然環境に配慮の上、地域の観光資源との共存・共栄する事業を目指して参ります。
8	クリーン安全なエネルギーの風力発電を推進して欲しいと願います。	風力発電含めた再生可能エネルギーの導入が進むことにより、温室効果ガスの低減やエネルギー自給率の向上に資するものと考えております。地元の皆様にもご理解頂けるように努めてまいります。
9	浜里風力発電所の実現が、地域資源の活用や、地元企業との協同により、地元が活性化することを期待しています。 周辺環境には最大限配慮し、事業を推進して下さい。	事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となるように努めてまいります。また、周辺環境への影響を可能な限り低減すべく、慎重に事業計画を策定いたします。
10	地球環境に優しいエネルギーの活用が期待できると思います。 原子力発電は安全性の問題も抱えており自然のエネルギーを活用するべきだと思います。	当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしております。地域の自然・生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。
11	クリーンエネルギーを推進するにあたってこのような事業は必要であると思いますので期待しております。	本事業は道北地域の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。地域の自然・生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。
12	風力発電は長期間にわたって運転されると思います。地元企業の継続的な活性化は、人口減が深刻な問題となっている今、非常にいい取組みだと思います。自然と調和した成長産業として風力発電の更なる発展を期待します。	風力発電事業は、建設工事のみならず、操業期間中のメンテナンスにおいても、様々な作業が必要になることから、地元企業の皆さまにもご協力賜りたいと考えております。また、可能な限り周辺環境への影響を低減することにより、自然との調和も図って参ります。
13	環境に優しい発電と考えます。 どんどん増やして頂きたい。	浜里地区の優良な風資源を有効に活かすべく、引き続き、地元の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、自然環境及び地域との共存・共栄を目指して参ります。

No.	意見の概要	事業者の見解
14	私は風力発電には、賛成です。しかし、建設工事や事業の計画は環境に損害を与えるのではないかと心配しています。 環境保全を徹底の上、風力発電の開発をして下さい。	地元住民の皆さまにご理解・ご協力頂きながら、自然環境及び地域との共存・共栄を目指して参ります。建設工事に際しても、環境への影響低減を図れる施工を心がけるとともに、安全対策にも万全を期す所存です。
15	風力発電は環境にいいものだと思いますがサロベツの自然を崩すことのない様に十分に配慮し工事してほしい。	現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るよう努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。
16	私は、環境は放っておけば維持されるものとは思っていません。浜里に風力発電所ができることで税収がどれだけ増えるのかわかりませんが、その収入を使って自然環境の維持にあてることも可能と思います。地元住民と一緒に良い環境作りを目指してほしいと思います。	当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしております。引き続き、地元の皆さまにご理解・ご協力頂きながら、自然環境及び地域社会との共存・共栄を目指して参ります。
17	浜里風力は地域活性化につながる事業になって欲しいと思いますが河川環境への影響には特に配慮し、工事中の濁水対策等はしっかり施した上で事業を実施することを、地元住民としてお願いします。	ご指摘もふまえ、河川環境へ悪影響を及ぼさないよう、土砂流出や濁水対策並びに安全対策には万全を期す所存です。
18	電力供給には、多種多様な発電方法が必要だと思います。東日本大震災以来、放射能漏れが恐怖なので、安全性を考えると再生可能エネルギーに賛成です。 風力事業を進めるにあたり、河川環境や景観にも配慮し進めてください。	資源・エネルギー消費において環境負荷を低減することが重要になっている社会情勢を鑑み、本事業では風況に恵まれた浜里地区における風力発電事業を推進し、地球環境保全に貢献したいと考えております。河川環境や景観に対しても出来る限りの対応・配慮を図って参ります。
19	地球温暖化、二酸化炭素削減が少しでも良い方向になれば良い考えと思います。	本事業もエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献できると考えております。地域の自然・生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。
20	現在、沢山のエネルギーを利用しています。 エネルギーによる環境問題は多く、地球環境保全の為、環境に良いエネルギーである風力・太陽光等自然エネルギーが活用される様希望します	本事業は浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。地域の自然・生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。
21	地元の資源を有効活用し地元が活性化するのであれば、風力発電事業に賛成です。風力を代表とする再生可能エネルギーの普及が、地球温暖化の抑止や自給率向上に大きく貢献すると思います。	浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギー自給率の向上及び温室効果ガスの削減に貢献できる事業と考えております。事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることも本事業推進の重要な目的の一つとしております。
22	オトンリイと言う土地を生かし環境に優しいエネルギーを生産してほしい。 また、ライダーの聖地と言われているオロロンラインの顔として全国に発進し観光にも一役買って頂きたい。	資源・エネルギー消費において環境負荷を低減することが重要になっている社会情勢を鑑み、本事業では風況に恵まれた浜里地区における風力発電事業を推進し、地球環境保全に貢献したいと考えております。 景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたいと、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけました。

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>風力発電の建設は、景観に配慮しての整備であれば賛成です。</p> <p>地域資源になると思います。</p>	<p>当該地域の景観を保全するため、風力発電機の配置検討にあたっては、景観を含めた事前予測を行い、予め景観への影響検討を行っています。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。今後も、地元の自然・周辺生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。</p>
24	<p>環境に優しいクリーンエネルギーを推進する事業であると思います。</p> <p>地球温暖化が課題になってる今こそ、自然再生エネルギーを推進しなければならないと思います。</p> <p>自然エネルギーと共存できる形を慎重に検討して下さい。</p> <p>新たなサロベツ原野のシンボルとして活躍する事を期待します。</p>	<p>当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の目的としております。引き続き、地元の皆さまにご理解・ご協力頂きながら、自然環境及び地域との共存・共栄を目指して参ります。</p>
25	<p>風力発電は、環境に優しく、大気汚染の原因となる酸化物を排出しないのでとてもいいと思います。ですが、サロベツの自然を崩さぬよう十分配慮して検討して頂きたいです。</p>	<p>当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしております。周囲の自然・生活環境に配慮し、地域と共存・共栄する事業を目指して参ります。</p>
26	<p>原子力発電は世界的に見て注目を集めている発電方式と思いますが、近年先進国では原子力発電を止めるべきとの意見も多く出ています。</p> <p>莫大な発電量を得られるのですが、万が一“事故”が起きるとチェルノブイリや福島での“事故”のように被害が広範囲にわたってしまう問題があります。</p> <p>風力発電は、全く二酸化炭素を排出しないので地球温暖化に悪影響を与えないメリットがあります。地球にも私達人間にも優しいクリーンなエネルギーである風力発電を増大して活用していただきたく思います。</p>	<p>本事業は浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。地域の自然・生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。</p>
27	<p>今後クリーン(自然)エネルギーが重要視されてくると思います。</p> <p>サロベツ原野のシンボルとして活躍する事を期待致します。</p>	<p>浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献できると考えております。周辺の自然・生活環境にも配慮し、地域の優れた地域資源を活用する事業を目指して参ります。</p>
28	<p>普段の暮らしの中で、たくさんのエネルギーを利用しており、エネルギー・環境問題は避けられません。私は石油エネルギーなどに依存した社会から脱却することは重要だと思いますが、現状では原子力発電を増やすのは難しいと考えております。原子力は廃棄物、核燃料サイクルの問題があるからです。</p> <p>これからは環境に優しいエネルギーである風力・太陽光発電等、自然エネルギーが活用されることを願います。</p>	<p>本事業は浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。地域の自然・生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。</p>
29	<p>建設費、建設後のメンテナンス等にかかるコストを抑える努力と、環境に負荷をかけずより効率の良いクリーンなエネルギー発電として発展していく事を期待します。</p>	<p>本事業は浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。ご指摘もふまえ、安定操業を目指すと共に、コストを抑えるべく鋭意努力する所存です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>地元の資源を有効活用って書いてあるんですけど、どのように活用したらいいのかわかりません。</p> <p>既に風力発電所をどのように活用していいかわかりません。</p> <p>個人的には町の活性につながるものであれば賛成です。</p>	<p>本事業は浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。</p> <p>また、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることも本事業推進の重要な目的の一つとしております。</p>
31	<p>再生可能エネルギーについて、開発・研究をしていく事は未来の可能性を得る点でも有効だと思います。</p>	<p>当社は、前身の会社を含め約30年にわたり風力発電事業を推進しておりますが、今後も、クリーンエネルギーの普及・拡大を通じ、地球環境保全の一翼を担うことを企業理念としております。</p>
32	<p>3.11の事故以後、原子力に依存しないエネルギー政策が取られて来ました。</p> <p>風力はとくに風が強く、土地の広い北海道に適していると思います。</p> <p>将来のことを考えても、風力発電の開発・維持を進めていく事を期待いたします。</p>	<p>本事業では風況に恵まれた浜里地区の地産エネルギーである風を活用した風力発電所の設置を推進し、この地域の活性化に貢献したいと考えております。引き続き、地域の皆さまにご理解・ご協力頂きながら、自然環境及び地域との共存・共栄を目指して参ります。</p>
33	<p>町民としては賛成、反対でもありませんが、未来の為には風力発電は必要ではないでしょうか又浜里近辺には記念動植があると思います。工事にあたり十分に調査、配慮していただき、未来のエネルギーとして進んでいただきたいです。</p>	<p>風況に恵まれた浜里地区の地産エネルギーである風を活用した風力発電事業を推進し、この地域の活性化に貢献したいと考えております。工事に際しては、周辺環境への影響を可能な限り低減できるように努めてまいります。</p>
34	<p>環境保全のため風力発電が必要だと思います。</p>	<p>浜里地区の優良な風資源の活用を通じて、エネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献する所存です。</p>
35	<p>原発への嫌悪感が高い今、風力への取り組みが町のイメージアップになり地球温暖化の抑止や自給率向上になり且つ雇用の促進にもなると思います。</p>	<p>地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることも本事業推進の重要な目的の一つと考えております。</p>
36	<p>新しい観光資源ができる事は良いことだと思います。再生エネルギーを導入しているのは印象も良いと思います。</p>	<p>当社は再生可能エネルギーの拡大に向けて事業を推進しておりますが、本事業においては、観光ドライブコースとしても紹介されている隣接する風力発電所の風車との調和が図れるような配置を心がけました。</p>
37	<p>環境にやさしい風車は大賛成です。</p>	<p>浜里地区の優良な風資源の活用を通じて、エネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献したいと考えております。</p>
38	<p>自然の風を利用し、地元の財産に結びつくのであれば良いと思います。</p>	<p>本事業は浜里地区の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。地域の自然・生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。</p>
39	<p>CO2の削減になりますし、自然エネルギーの拡大に賛成します。</p>	<p>資源・エネルギー消費において環境負荷を低減することが重要になっている社会情勢を鑑み、本事業では風況に恵まれた浜里地区における風力発電事業を推進し、地球環境保全に貢献したいと考えております。</p>
40	<p>特に強風が吹き荒れる道北の地に建設されることは歓迎すべきことだと思います。</p>	<p>本事業では風況に恵まれた浜里地区の地産エネルギーである風を活用した風力発電所の設置を推進し、この地域の活性化に貢献したいと考えております。</p>
41	<p>風の有効利用には風力発電が最適と思われます。</p>	<p>風況に恵まれた浜里地区の地産エネルギーである風を活用した風力発電事業を推進し、この地域の活性化に貢献したいと考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>風力発電事業は、これからも推進してほしいと思います。</p> <p>また、風力で発電した電力を有効活用してほしいと思います。</p>	<p>本事業では風況に恵まれた浜里地区の地産エネルギーである風を活用した風力発電所の設置を推進するとともに、発電した電力を有効活用したいと考えております。</p>
43	<p>環境面に配慮した事業をして欲しい。</p>	<p>当社は再生可能エネルギーの拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置付けており、当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。</p>
44	<p>風力発電は「風」という極めて環境に優しいクリーンエネルギーを利用して、また今非常に高い注目を集めているということもあるので、幌延町をもっと知ってもらうためにも新しい観光資源になるので建設に賛成です。</p> <p>ただし、幌延町は自然も豊かな町なので、一概に景観破壊とは言えませんが、建設前の事前の環境調査をしっかりとして、景観に配慮しての建設をお願いします。</p>	<p>当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資するとともに、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしております。</p> <p>当該地域の景観を保全するため、風力発電機の配置検討にあたっては、景観を含めた事前予測を行い、予め景観への影響検討を行っています。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。</p>
45	<p>浜里は、国立公園周辺であり、非常に貴重な自然環境が残っております。御社には、建設中、稼働後における、このサロバツの豊かな自然への影響をきちんと評価の上、慎重な事業開発を望みます。</p>	<p>本事業は、国立公園やラムサール条約登録湿地等、環境に配慮すべき地域を予め回避した上で、更に現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握し、可能な限り環境への影響低減を図るように努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。</p>
46	<p>再生可能エネルギーの普及が全国的な流れ作る事により町内にお金が渡る事を期待したい。</p>	<p>当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資するとともに、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしております。引き続き、地元の皆様にご理解・ご協力を頂きながら、自然環境及び地域との共存・共栄を目指して参ります。</p>
47	<p>風力発電所が新設されることは雇用等で経済効果があると思います。</p> <p>地元住民の意見を十分に取り入れて、事業をすすめていただくことを希望致します。(しっかり調査して下さい！)</p>	<p>当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。また、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることも本事業推進の重要な目的の一つとしております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>事業地は、国民の共有財産であるサロベツの国立公園に4方を囲まれた飛び地にある。すぐ東側は国立公園の中核となる特別保護地区がある海岸砂丘が広がり、西側は海岸草原に隣接している。国立公園の重要な部分に隣接する場合、緩衝帯を設けるのが妥当と考えるが、幅が狭いため設けることができない。事業地は、本来国立公園に含まれるべき特質を備えているが、幌延町などの意向で編入しなかった場所である。しかし、今でもこの地域が国立公園指定地と同等の重要性があることに変わりはない。さらに、事業地の東側半分は、国際的に重要な野鳥の生息地(IBA)に選定されており、砂が採取され砂丘林の多くが消失した後も、引き続き多くの野鳥が生息するとともに、渡りの経路として利用されているため、その重要性に変わりはない。以上のことから、事業地は風車建設の選定場所として不適切である。</p>	<p>対象事業実施区域の周辺には豊かな自然環境が分布することを認識の上、当該事業計画及び現地調査や保全措置の検討を進めてまいりました。また、現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るように努めました。</p> <p>鳥類については、現地調査をふまえ、影響が大きいと考えられる箇所への風車設置は極力避ける等、配置計画の見直しを行いました。</p>
49	<p>良いものと悪いもの、様々な角度から検証して、より良いものを作ることが大切ですね。</p> <p>まずは皆さんに知ってもらうことが大切かと思ます。</p>	<p>当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。また今後も、特に地元の方々を対象とした事業計画の説明に努めてまいります。</p>
50	<p>電気の生産を増やすことばかりでなくて、減らすことを考えなくてはと思います。</p> <p>クリーンエネルギーは必要だけれど、生態系も考慮したやり方を取る必要があると思います。</p>	<p>ご指摘の通り、電力消費量低減の重要性は高いと考えておりますが、一方で、北海道においても、原子力発電所が停止されて以降、古い発電所も含め火力発電のフル稼働が続けられている状況から、再生可能エネルギーの更なる導入により、その火力発電への依存を減らすことの重要性もあると考えております。</p> <p>本事業においては、現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るように努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。</p>
51	<p>自然エネルギーの活用は否定しないが、このケースでは貴重な自然を守ることが重要。そのためにもまずは省エネルギーを。</p>	<p>現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るように努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。</p>
52	<p>日本に残された数少ない自然環境は是非とも守らなければなりません。どこもかしこも人工物で埋め尽くすことは、心を貧しくします。自然景観、これがあってこそ、私たちの心が豊かになります。</p>	<p>本事業の計画にあたっては、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）等も踏まえ、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
53	サロベツ原野は何度か行きました。酪農の牧草地もありましたが、多くは泥炭地で「不毛の地」と言われていました。しかし、ここの自然は人類の貴重な財産です。	現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るよう努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。
54	深く検証しないまま代替エネルギーの旗手として押し進める風潮、政府の態度は問題だと思います。	政策に関する見解は様々と認識しておりますが、当社としては、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給、また地域経済の発展及び活性化に貢献することを重要な目的の一つとして本事業を推進しております。
55	サロベツは、いきものたちのすみか、手を加えないでください	現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るよう努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。
56	北海道天塩郡幌延町の西海岸にある浜里地区における17基の風車建設計画に自然環境保全のために反対です。	現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るよう努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。
57	自然環境を壊すのは簡単、戻すには莫大な時間と労力が必要なことをわかっていて、計画しているのか？建設場所の再考を要求します。	現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るよう努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。
58	この場所に必要なのでしょうか。一見、何もなければ建てるというのは、違う気がします。	事業地選定は風況や土地利用、環境配慮等の観点で総合的に判断しています。風力発電事業の誘致に積極的な幌延町内において、事業区域内の大半が既に改変されていることもふまえると、当該区域が最も風力発電の適地と考えています。
59	美しい自然に風力発電機は要りません。生き物全てを環境と共に保全出来ますようにお願いいたします。	当該地域周辺は自然豊かな環境が広がっていることは認識しておりますので、本事業においてはこれらの環境や景観への影響を適切に予測・評価し、影響を可能な限り回避・低減していく所存です。

No.	意見の概要	事業者の見解
60	<p>26年7月夏、北海道稚内、利尻、礼文、猿払と回り大自然が残っているサロベツ原野を見たく立寄り自然に万吉致しました。この自然を壊す様な風力建設は反対です。一度壊された自然は二度と戻りません。時間が取れたら又サロベツに行きたいですので建設はしないで下さい。風力発電事業は別な場所をお願い致します。</p>	<p>本事業は、利尻サロベツ国立公園等、環境に配慮すべき地域を予め回避した上で、更に現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握し、可能な限り環境への影響低減を図るように努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。</p>
61	<p>環境に優しいと謳われる再生可能エネルギーが自然破壊をする、この矛盾が無くなりますように。</p>	<p>現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るように努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。</p>
62	<p>北海道の日本海側を旅してまわると、否が応でも風力発電の機械が風景を邪魔します。北海道の北海道らしい自然の景観を壊す風力発電機を、醜く感じます。北海道の景観・景色は、北海道民の宝であると思っています。北海道自然環境保全指針によって、サロベツ原野はすぐれた自然地域に策定されています。中でも、稚咲内海岸砂丘は砂丘提列及び湖沼群が日本を代表する特異な地形・景観を持っているからです。海岸砂丘に続く稚咲内海岸砂丘林、砂丘林に点在するヒブナの住む良好な天然湖沼群、また、日本を代表するサロベツ原野、そこを流れるイトウのいるサロベツ川、これらは国立公園でもあり日本国民の宝でもあります。サロベツ湿原は、水鳥の大規模飛来地としてラムサール登録湿地でもありますから、国際的にも重要な場所と位置付けられていることとなります。</p> <p>このように、重要なものに囲まれている場所が今回の、道北エナジー「(仮称)浜里風力発電事業」の実施区域だと思えます。こんな素晴らしい景色の中に重機械である風力発電機を並べることは、間違っていると思います。道民の宝、国民の宝、国際的な宝である自然と自然景観に、醜い風力発電は設置しないよう、計画を中止してください。</p>	<p>本事業の計画にあたっては、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。</p> <p>また、対象事業実施区域内は大半が既に改変されている状況であり、本事業における造成計画はそれもふまえながら、なお環境影響の低減を図るべく配置見直し等を実施しております。</p> <p>弊社は再生可能エネルギーの拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置付けており、当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。</p>
63	<p>道北エナジーに出資しているユーラスエナジーが経営する、ユーラス肝付ウィンドファームは、2016年9月20日(火)、大きな被害があった台風16号の直撃を受け、ウィンドファーム15基のうち4基が被害に遭っています。見たこともないような、風車のタワーの座屈が2基、ブレードが3枚ともちぎれてなくなったもの1基、ブレードが1枚ちぎれたものが1基でした(2000kW機、ローター径83.3m)。</p> <p>今後の気象を考えると、北海道にも巨大な台風が来る可能性も考えられ、3600kW機、ローター径130m(タワーの高さ85m)の超巨大な風車を20年間安全に運用し続けることは非常に困難かと思われまます。どうぞ、この事業から、撤退してください。</p>	<p>本事業では、建設、保守におきましても、他案件での事例も踏まえ、より良いウィンドファームとなるよう安全性には最大限配慮するよう努めていく所存です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>①風車の土台の構造についての記述は、今後、風車の規格が断りなしに変更になる可能性とともに、何も明らかにされていないことに等しい。具体的にどのような工法で、どの程度の基礎工事がなされるのか、現在予定されている定格出力の風車の場合、およびこれから変更されることが決してないと断言するか、断言できない場合は選択が可能な最高の定格出力の風車の基礎工事について明らかにされたい。②風車本体の支持となる杭の長さはいかほどになるのか。支持杭の本数、最長の長さ、直径および工法を問う。③当然、詳細なボーリング調査は行われているはず、という前提で質問する。基礎工事(本体の土台部分と支持杭の打ち込み)に関わって、地下水位はどのように変化するかを問う。その試算が行われていないのならその理由を明らかにされたい。</p>	<p>①風車の基礎につきましては、杭により風車土台を支える杭基礎を選定して行く予定です。具体的は、風車ヤードの造成後、杭打設の実施し、基礎部分の掘削、構築後、基礎土の埋め戻しとなります。②杭基礎の仕様ですがこれまでの調査結果を踏まえますと直径1.5m、長さ20m～30mの場所打ち杭を8～9本、オールケーシングの場所打ち杭工法にて施工する事を基本計画として考えております。③風車の杭基礎は、点的な施工となり、面的な施工(地下水の遮断)となりませんので、地下水位の変化は無いと認識しております。これまでの施工実績においても地下水位の変化は確認しておりません。</p>
65	<p>北海道を訪れる方々が最近風力発電の多さに驚いています。せっかく北海道の素晴らしい自然を満喫しようと来道したのに大型人工物をあちらこちら目にして景観が台無しであると言っています。日本人、外国人も言っています。北海道の大事な財産を食物にすることは絶対にやめてください。風力発電についてよく知らなかった知人が、たくさんの風力発電が稼働している道路のそばを通過するときに恐怖で、すっかり風力発電反対になったということでした。この恐怖は正直な感情です。石狩にある小さな風力発電の近くを通るときでさえ不安になるのです。他の建設予定の風力発電との相乗被害も全く調査せず、進めていくことは、大きな問題を起こします。建設する前に、他の業者間との協議を持たなければ進めてはいけません。これは常識的な事柄だということを忘れないでください。バードストライクの数はいくらも知らず、その数を調査することはおそらく無理でしょう。稼働後も毎日調査をする必要があります。海岸沿いの既存の風力発電施設において、オジロワシが、海岸で餌を食べて、舞い上がったところで風力発電に巻き込まれていることは大きな問題になっています。このようなことが起こることは十分予測されることです。今まで風力発電が出来たからと言って火力発電が減っていません。このことをどのようにとらえるのか、事業者は説明してください。火力発電のバックアップが無ければ成り立たない風力発電事業です。国民の再エネ賦課金の負担の増加、自然への影響、人への騒音、低周波音被害、バードストライク等々、切りがない悪い影響のある風力発電事業はやめてください。</p>	<p>本事業は、国のエネルギー政策に則り、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給、また地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的としており、北海道の新エネルギー政策にも合致すると考えております。</p> <p>なお、配置計画においては、道路の間近にあり恐怖に感じるようなことを低減すべく、道路からは一定距離を保つように配置しました。また、現地調査をふまえ、オジロワシの繁殖個体への影響が考えられる風車については配置変更を行い影響の低減を図りました。</p> <p>北海道においても、原子力発電所が停止されて以降、古い発電所も含め火力発電のフル稼働が続けられている状態と考えられますが、再生可能エネルギーの普及により、その火力発電を減らすことが可能となります。バックアップとして火力発電が必要となるのはご指摘の通りですが、今後は蓄電池等を活用した電力制御・調整も実証試験などが進められていることもふまえ、再生可能エネルギーの更なる導入が図られていることは国の政策の一つでもあると認識しております。</p>
66	<p>生態系と景観を壊す風力発電計画には、明確に反対いたします。</p>	<p>本事業の計画にあたっては、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
67	<p>計画予定地近くにはオジロワシをはじめ絶滅危惧種・希少種の営巣場所があるので、建設には断固反対します。</p>	<p>鳥類への配慮は本事業における重要課題の一つと考えております。風力発電機の配置検討にあたっては、鳥類への影響を事前予測し、オジロワシの営巣地から可能な限り離隔を確保することで、影響の回避・低減に努めました。</p>
68	<p>幌延町浜里の風力発電事業に反対します。 (理由) この地域は天然記念物の野鳥であるオジロワシ・オオワシの重要な生息地であり、また、貴重な渡りルートにある。オジロワシは国内では発電用巨大風車への衝突(バードストライク)により既に30羽以上が死亡している。建設は直ちに中止すべきである。また、同様にコハクチョウなどのハクチョウ類、マガンなどのガン類も海沿いの、この場所を多数が通過している。絶対に建設は止めるべきである。これらの鳥類の絶滅に拍車がかかることは目に見えている、これは悪質な犯罪行為である。</p>	<p>鳥類への配慮は本事業における重要課題の一つと考えております。風力発電機の配置検討にあたっては、鳥類への影響を事前予測した上で、配置計画の見直しを行いました。現地調査についても、猛禽類や渡り鳥を対象とした調査を2年間実施し、十分なデータの収集に努めました。また、鳥類への影響を回避・低減するための環境保全措置等を行う予定です。これらの配慮により、事業による鳥類への影響を可能な限り回避・低減いたします。</p>
69	<p>サロベツ原野は希少動物の宝庫であり、利尻島を望む景色は人造物も無く、貴重な資源です。このままの景色を後世まで守ってほしいと思います。鳥類においても、鷺類の渡りの日本への玄関口にあたり、大変重要な場所になります。自然の摂理を変える事無く素晴らしい環境を守るべきです。</p>	<p>景観や鳥類への配慮は本事業における重要課題と考えております。風力発電機の配置検討にあたっては、景観、鳥類への影響を事前予測した上で、配置計画の見直しを行い、影響の回避・低減に努めました。</p>
70	<p>大阪に住んでいた頃、サロベツ湿原へは1997年から度々訪れ、2001年から道北へ移住してきました。人工物の無い自然だけの広々とした風景と、この地に特有の植生とそこに住む野生動物達に魅了されました。サロベツ湿原付近に風力発電が計画されているとの事で意見書を書かせてもらいます。サロベツ湿原はガン・カモ類の主要な渡りのルートの一つで、湿原にはタンチョウ、チュウビ、オジロワシなどの繁殖地、オジロワシ、オオワシの越冬地になっていて多くの希少鳥類が利用する場所です。サロベツ湿原周辺の原野は、都会暮らしの自分にとっては信じられないほど自然度が高く、人工物が目に入らない風景に感動しました。開発が進む現在において、自然のままの原風景が残る場所は限られています。野生動物や観光で訪れる方々にとっても非常に重要な場所であることは間違いないでしょう。風力発電の建設は、野生動物の生活を脅かし、原風景の価値を低下させるほど重要なかを正確に考えて頂きたいと思います。エネルギーは都会ほど消費が多いので、消費電力を制限する、都市部に発電所を作るなど消費電力に比例した地域内での建設はなぜ考えられないのでしょうか。この例えはあまり良くないとおもいますが、恐らく他に考えられる対策や建設場所があると思うので、貴重な自然や観光資源の価値を下げてまで建設はしないでほしい。</p>	<p>景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。</p> <p>野生動物への影響に関しても、現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るよう努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
71	<p>野生動物保護や景観保全との両立ができる事を期待します。</p>	<p>本事業は幌延町の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献することを目指すものです。本事業地の立地をふまえ、地域の自然環境や景観にも配慮して事業を推進して参ります。</p>
72	<p>野生動植物・生態系への影響や周辺地域の景観を考えると賛成は出来ません。</p>	<p>野生動植物・生態系や周辺地域の景観への配慮は本事業における重要課題と考えております。風力発電機の配置検討にあたっては、鳥類や植物、景観への影響を事前予測した上で、配置計画の見直しを行い、影響の回避・低減に努めました。</p>
73	<p>利尻礼文サロベツ国立公園とその周辺には、国内最大の高層湿原があり、どこもまでも何もない平原やそこから眺める雄大な利尻富士の景観を求めて多くの人を訪れる。また鳥類をはじめとする国内を代表する貴重な野生生物の生息地であり、渡り鳥にとっては国内有数で国際的にも重要な渡り経路となっている。特に水鳥にとって国際的に重要な中継地であるラムサール条約湿地や重要野鳥生息地(IBA)となっている。</p> <p>私たちは風力発電の重要性は理解しているが、全体としてサロベツを取り囲み、宗谷地方を覆うような風車建設計画には様々な問題点があると考えている。加えて、現状ではこれらの地域において、水鳥をはじめとした渡り鳥の生態について明らかになっていない点が多い。</p> <p>このような中で、急激な風車建設により、今後永きにわたって利用可能な利尻礼文サロベツ国立公園とラムサール条約登録湿地や、その周辺の自然環境の観光資源を含めた資質を損なう恐れが大きいと懸念する。</p> <p>風車建設は、地域にとって大きな影響があるため、渡り鳥の不明な生態を明らかにした上で、全体像を把握し、協議会などの開かれた場で、地域住民やサロベツとその周辺の利用者が内容を十分に理解したうえで、時間をかけて建設による影響を検証すべきと考える。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域については、周囲を利尻礼文サロベツ国立公園に囲まれ、利尻山や稚咲内海岸、サロベツ原野といった景観資源が広く分布しているなど、豊かな自然環境が残る地域であると認識しております。一方で、対象事業実施区域内については、昭和年代の一時期まで小中学校を含む集落が存在しており、砂利採取事業については現在も広く進められているなど、植被を含む地表部の改変が顕著にみられる場所でもあります。</p> <p>以上のことから、対象事業実施区域については、動植物の生息生育状況等の自然環境が変化し続けている可能性があり、既存の文献情報を参考にしつつも、現地で得られる最新の情報を最優先に考え、生態的に不明な点の多い動植物種群に対しても、現地において十分な調査を実施し、風力発電機の配置の見直しを含む実効性のある保全措置を検討してまいりました。</p> <p>なお、鳥類の予測については不確実性を伴うものと考えておりますので、事後調査により稼働後の状況を確認し、その結果重大な影響が懸念される場合には、追加的な保全措置を検討致します。</p>
74	<p>空と海を何もかも遮らない、その景色こそが、今までこれからも北海道の宝であると考えます。</p>	<p>景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。</p>
75	<p>せっかく渡ってくる鳥達も風車で怪我をして鳥の数が減ってしまったり、もう飛んでなくなってしまうかもしれないし、素晴らしい風景が台無しになってしまいます!!風車設置は絶対に反対です!!</p>	<p>景観や鳥類への配慮は本事業における重要課題と考えております。風力発電機の配置検討にあたっては、景観、鳥類への影響を事前予測した上で、配置計画の見直しを行い、影響の回避・低減に努めました。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
76	サロベツに風車はいらない。景観も文化財です。	景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
77	人工物が殆ど無く、美しい自然景観が残る幌延町浜里地区に巨大風車を17基も建設する計画は北海道を愛する者として断固反対だ！	景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
78	一度でも現地を訪れた人ならわかるでしょう。この見渡す限り目立った人工物のない景観は国内無二。もちろん、日本を訪れる渡り鳥たちへの影響（直接的な衝突だけではない）も計り知れない。風況はたしかにコレもまた国内無比に良いところかもしれない、けれどそれによって失われる価値からすれば、その程度の電力などたかが知れている。	景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。
79	私の暮らす場所でも風力発電と景観や野生生物の生息との軋轢は大きな問題です。国立公園を始め、本来自然環境の保全されるべき場所とその隣接地域においてはもっと配慮してほしいものです。風がよいから何処でも建てようというのは乱暴ですよ。	本事業は、国立公園やラムサール条約登録湿地等、環境に配慮すべき地域を予め回避した上で、更に現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握し、可能な限り環境への影響低減を図るよう努めました。一方で、今後の配慮検討も含め、環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指していく所存です。

2. アセス手続き

No.	意見の概要	事業者の見解
80	<p>わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のようにEメールや専用フォームで意見を受け付けないのか？専用フォームならウイルスを添付される心配もほぼないだろう。</p>	<p>中継される経路やサーバーの不具合でメールが消失する可能性があることや使用しているメールソフトによっては正しく表示されない場合があること、ウイルス等のセキュリティ上の観点も踏まえ、ご意見は郵送でいただくこととしております。</p>
81	<p>再三に渡り指摘してきたことであるが、準備書の縦覧や住民説明会のやり方に問題があるため、事業の内容の理解不足や影響の評価が十分にできない大きな原因となっている。現状では地元や関係者の周知や理解を十分に得られていないため、事業実施後に大きな問題が起ることが予想される。</p>	<p>本事業では、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、図書の縦覧手続きを行っておりますので、縦覧方法や説明会もそれに準じた観点で行っています。</p>
82	<p>縦覧や説明会の周知は、こちらで把握する限り、新聞広告とHPでの紹介のみで不十分であった。実際に、豊富町や幌延町の一般住民で、事業そのものや縦覧・説明会について把握している人は、当方で把握している限り一人もいなかった。周知をHP上や新聞広告に限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関のHP上掲載などで行い、より多くの人に知ってもらうよう努力するべきである。</p>	<p>説明会の開催にあたっては、地元紙2紙での公告、自社ホームページでの告知に加え、関係自治体の各ホームページでの告知を行い、広く周知に努めました。</p>
83	<p>縦覧場所が、土日祝夜間に閉鎖されている役場等に限られているため、平日の日中に仕事をしている住民などが閲覧する機会がない。土日祝夜間に開館している公共施設が存在するにもかかわらず、あえて選択しなかった理由を明らかにしていただきたい。</p>	<p>縦覧場所については、公共性や図書の管理の観点から選定しております。夜間や休日の閲覧については、電子縦覧により閲覧時間の制限をなくし、遠方の方々からも幅広い意見聴取を可能としているものと考えております。</p>
84	<p>縦覧期間のみインターネット上で閲覧可能であるが、ダウンロードや印刷ができない。数百ページもある図書を、PC上のみで閲覧することは現実的な方法とは言えない。実際には、事業に対し特別に関心を抱いている一部の人がしか閲覧していない状況と考えられる。また、ブラウザの制限や図書の拡大縮小などの機能が大きく制限されており、非常に使いにくい。縦覧期間終了後に、準備書の内容が実際と齟齬がないか精査することができないことは、影響を評価するうえで大きな問題である。閲覧期間に限らずいつでも公共施設やインターネットで閲覧可能にすべきである。</p>	<p>準備書の電子縦覧におけるダウンロード保存や印刷の制約については、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。また、同様の観点から法で定められた公表は縦覧期間に限定させていただいております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
85	<p>説明会の日程は、2か所が平日の日中であり、1か所が平日の夜間であった。日中に時間がある酪農地帯であることを加味しても、より多くの参加を期待するならば、休日の日中又は休日の夜間を選択すべきである。事業者の都合に合わせた日程であると考えざるを得ない。説明会場には、背広を着用した関係者が会場内に待機しており、一般参加者が中に入りにくい雰囲気であった。そのため、実際に参加しようとしたが、雰囲気から場違いと感じ、会場に入らないまま帰った参加者がいた。一般参加者が入りやすい会場の雰囲気にするよう工夫することも重要と考える。実際に、豊富・幌延・天塩の3つの説明会の参加者は、風力発電の関係者を除いてすべて当方が個別に呼びかけた参加者(すべての参加者は事業自体を知らなかった)で、住民説明会であったにもかかわらず、自発的な一般の参加者は一人もいなかった。これでは住民説明会としての機能を果たしていない。事業者の周知の方法に問題があったと言わざるを得ず、周知で指摘したような方法などに改善すべきである。</p>	<p>準備書に係る説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、関係地域である幌延町、豊富町、天塩町において計3回開催させて頂きました。また、説明会の開催にあたっては、地元紙2紙での公告、自社ホームページでの告知に加え、関係自治体の各ホームページでの告知を行い、広く周知に努めました。</p> <p>開催日や会場の雰囲気等については、ご意見も踏まえ参加しやすいものにするべく検討致します。</p>
86	<p>説明会で私たちが質問したことに対し図面が提示されず、口頭のみ、または図書のページを示したうえでの回答であった。しかも、質問者に対してしか説明がなかった。これでは、図書の内容を熟知したものでなければ内容を理解できない。住民説明会である以上、どんな質問に対しても速やかに回答できるよう、人数分の図書を用意できないのであれば、該当する箇所をスライドなどですぐ示せるように準備し、質問内容を共有し、質問者以外にも内容が理解できるように努めるべきである。</p>	<p>質疑応答については、可能な限り、図や写真等を用いてわかりやすくご説明することを心がけておりますが、内容によっては図面や写真がすぐにご用意できない場合があります。その場合にも口頭や会場の図書を用いて可能な限りご理解いただけるよう努めました。</p>
87	<p>インターネットで準備書の閲覧はできましたが、プリントアウトはできませんでした。私の年代では、インターネット環境にいない人がだいたい半数います。その方たちは、この事業に環境保全の見地からの意見を持っていても、意見を出すことはできないこととなります。</p> <p>どうぞ、道北エナジーの評価書を公開する場合は、プリントアウトできるようにしてください。より多くの国民が、評価書にふれることができるようになるので、これはよいことだと思います。よろしく申し上げます。</p>	<p>準備書の電子縦覧における印刷の制約については、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
88	<p>インターネットによる縦覧方法について異議がある。このようなやり方は「なるべく市民の目に触れさせないようにする」「正確に検討させないようにする」以外に意図することを考えにくい。紙媒体に印刷したものを用意するか、少なくともインターネット上でダウンロード・印刷できるようにすべきである。私たちはことある毎にこのこと(知らしむべからず、よらしむべし)のやり方を批判してきたが、なぜその声に応えようとならないのか。明確な理由を示されたい。</p>	<p>準備書の電子縦覧は広く一般の方々の目に触れることを目的として行っています。一方、ダウンロード保存や印刷の制約については、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。なお、紙媒体での縦覧は関係する自治体において行っております。</p>
89	<p>道北7事業の時と比較して、非公開部分を含む図書を持参したうえでの環境影響評価の専門員や現場担当者が、当方に説明したことや、非公開情報を含む図書の一部が提供されたことは評価する。一方で、これまで対応した他の事業者は、我々を信頼し、図書のすべてが提供されてきた。私たちは環境保全団体であることから、希少種の保全にとって不利なことを行うことは有りえないことである。環境影響評価を行う目的の一つは、地元への説明責任を果たし理解を得ることである。理解を得たうえで建設的な協議をするためには、情報の共有を行うことが不可欠である。実際に、道北7事業の第1回協議会では、一部を除いて図書の提供がなかったことが、理解不足につながり、すぐに建設的な議論を始められなかったことが大きな原因だったと考えられる。従って、私たちに図書のすべてを提供すべきである。</p>	<p>図書には、風力発電機に係る諸元の一部など、通常は一般公開されない情報も含まれておりますので、電子縦覧に係る対応と同様の観点で、環境影響評価図書そのものの一般への提供は行っていない旨ご理解いただきますようお願い致します。</p>

3. 騒音・超低周波音

No.	意見の概要	事業者の見解
90	<p>風車建設予定地から 2-10 km 以内の近い場所に人家等があるため、風車による低周波騒音による人や家畜への健康被害が懸念される。海外では、これらの被害が認められている事例もある。また、その影響は人によって個人差があることが知られており、それが原因で地元に住んでいた非常に敏感な人が引っ越した事例もある。今後、風車による人畜への健康被害が発生した場合、事業者による補償内容について、事前に取り決めておく必要がある。</p>	<p>風力発電機による騒音（超低周波音の領域を含む）と健康影響との直接的な因果関係については明らかとなっていないものと認識しております。今回の現況調査及び予測結果をふまえると、本事業における近隣住宅への影響は少ないものと考えています。一方で、人によって感じ方が異なるのはご指摘の通りですので、最も重要なのは、稼働後においても引き続き近隣住民の方々とのコミュニケーションを密に取ることだと考えております。そのうえで、準備書でも示すように、地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。</p>
91	<p>今回の貴社の風力発電事業計画につきましては、利尻・礼文サロベツ国立公園の中心地帯ともいえるサロベツ原野のど真中に、3600KW（最大）×17 基という大規模・巨大な風車群を並べるといことで、海岸地帯も含めた大自然に対し、あまりにもひどい破壊事業である！と、私たちの仲間は受け止めております。それと同時に、巨大な風車群が周辺の住民の健康と生活を害するようになるのではという強い危惧を抱いております。私が住んでいる小樽市や隣の石狩市周辺でも、現在 4 社の事業者による大規模な風力発電事業計画が推し進められています。このような状況下で、得てきた知見に基づき、巨大風車からの超低周波音・低周波音による健康影響問題とアセス上での音の評価との関わりに問題点を絞って、意見を述べ、疑問を示したいと思えます。</p> <p>ISO-7196（1995 年）として規格化された G 特性評価法による数値化された周波数重み付け（1Hz に近づくにつれて音の実測値を極端に小さく見積り、1Hz では -43dB とし、10Hz 以下の超低周波音領域は、ほとんど切り捨てられてしまう）には科学的な根拠がありません。それは、これらの数値化の基となった 1960 年代の Yeomart らの聴感閾値データが全く不完全であり、その後の時代でも 5Hz 以下の領域の精密なデータは無い、と私は理解しております。その上、Yeomart らの「聴感閾値直線」を用いて「聴えない音が健康に影響するはずがない」とみなし、超低周波音領域を無視する考え方が風力発電業界に根をおろしているように思いますが、医学的根拠がありますか。国内での風力発電施設の周辺での健康被害発生は、G 特性評価法を否定しています。</p> <p>貴社のアセス書では G 特性を活用しておりますが、その妥当性の科学的な根拠を示して下さい。</p>	<p>本事業は、国のエネルギー政策に則り、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給、また地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的として計画しております。</p> <p>一方で、周辺住民の方々への騒音等の環境影響については、細心の注意を払うべき事項とし、本環境影響評価手続きに向けての調査、予測、評価を行い、影響を最小限にするための環境保全措置を実施することとしています。</p> <p>G 特性値は、超低周波音の感覚閾値に基づく補正であり、国際規格（ISO-7196）として科学的な妥当性が広く認識されているもの考えます。</p> <p>国内での風力発電施設の周辺での健康被害については、風力発電機による騒音（超低周波音の領域を含む）と健康影響との直接的な因果関係は明らかとなっていないものと認識しておりますし、苦情とアノイアンス（わずらわしさ）との関連性を示す知見があること等をふまえると、物理的な音の大きさのみの問題ではないと考えています。よって、G 特性値の妥当性の否定に直結するものではないと考えます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
92	<p>ここでは周波数重み付け（G 特性、A 特性）を加えない平坦特性による 1/3 オクターブ中心周波数に対する音圧レベルのグラフ化（図 10.1.1-4-4）が示されていて、風車（音）の特徴がわかります。ただ、事業者側のこのようなグラフを持ち出し、解釈する意図が気になります。「圧迫感・振動感」を指標とする実験は「聴覚実験」とは異なるもので、ここでは特に低周波音領域に注目しています。</p> <p>準備書（p458）で『いずれの予測地点も超低周波音（1～20Hz）は「わからない」のレベルを下回り、20～200Hz の周波数領域では「よくわかる、不快な感じがしない」レベルを大きく下回る。以上のことから、環境保全の基準等との整合が図られているものと評価する。』として評価の結果をまとめています。</p> <p>ここで指摘したいことは、これらの感じる内容を示すラインは 50 パーセントラインのラインです。これらのラインの見方についてはこれまで何度も北海道のアセス審議会で注意されてきました。特に貴社は「気にならない」ラインについて言及しておりませんが、このラインについて言えば、被験者全体で「気にならない人」が 50% になった時の一番低い閾値で結ばれたラインです。つまり、このラインより下に「気になる人」が 50% いる、ということです。ここに大いなる誤解（或いは歪曲）がありませんか。「環境保全の基準等との整合が図られている」という評価は再検討して下さい。</p> <p>またこの昭和 55 年度の論文（中村・時田ら）での図表は 5Hz までですから（1～20Hz）とまとめて評価することもおかしいではありませんか。以上について貴社の回答を求めます。</p>	<p>いわゆる「気になる／ならない曲線」による評価方法については、国や地方公共団体による確立された基準がない中、事業者として影響の程度を分かりやすく示すべく、評価を試みたものです。「50 パーセント」の指摘については、当然ながら聴覚には個人差があり、そのような前提の下で示されたラインであることを理解の上、「整合を図るべき基準等」として採用しております。</p> <p>聴覚には個人差があること等もふまえ、地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。</p> <p>「まとめて評価することもおかしい」のご意見については、聴覚曲線の傾向や人間の可聴域に対する一般的知見から、5Hz 以下はグラフが左肩上がりになり、風車騒音のラインとの乖離は大きくなると考えられます。そのため、風車騒音とのラインに近い 5Hz 以上の比較分析結果をふまえて、1～20Hz の評価を行うことは妥当であると考えます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
93	<p>騒音を含めて予測地点を対象事業実施区域周囲の居住宅として唯一地点（H-E1）に設定したことに大変危惧しています。まず再び p457 の 1/3 オクターブ中心周波数帯音圧レベルのグラフに戻りますが、1Hz で 84dB（よみとり）は、驚くべき値です。直近風車から約 1.6km の地点にお住まいの方の稼働後の健康が大変心配です。</p> <p>更になぜ 1 地点（H-E1）だけなのか？ 他に住宅や人々の集まる場が周囲にないのか、やはりおかしいと思いましたが。地図をよくみると学校施設や市街区域など JR 豊富駅周辺に密集しております。このあたりは直近風車から約 11km くらい離れています。またパンケ沼に近い JR 下沼駅周辺に居住宅らしいのが点在しています。直近風車から 6km 前後の地点のようです。</p> <p>一方、p454 の表 10.1.1.4-5(2) に音源の周波数特性表があります。どこかで見たような（？）気がして思い出したのは貴社、道北エナジーによる道北 7 風力発電事業の準備書でした。この準備書でのパワーレベル表に示された機種をそのまま今回の浜里準備書で使用したことがわかりました。7 事業について、昨年 2016 年 5 月に北海道自然保護協会が「意見書」を出してありました。そこで音の問題について色々厳しい指摘がありました。今回の準備書でそれらのコメントが誠意を持って受け止められているのかどうか、大変気になります。その中で、風車が巨大化し（3600KW）、従来の安全圏（？）と言われてきた範囲をはるかに越えていることへの危惧が記され、10km 地点までも予測・評価するべきとの提案もあったと思います。</p> <p>そこで今回再び示されているパワーレベル表から予測評価に必要な音響パワーレベル（オールパス値 0A 値）を求めて、この浜里事業アセスから抜けている予測地点（現況値は測定できないけれども風車からの音圧レベル表示として）を選んでみました。以下 3 例のみ示します。計算式は p454 の伝搬理論式 $L_i = PWL_i - 8 - 20 \log(r)$ を用いています。風車群からの距離は p121 の図 3.2-5 の学校の状況地図から導いています。なお PWL_i は約 154dB です。（石狩湾洋上風車 4000KW に約 157dB に近い値です！）</p> <p>(1) 例 JR 下沼駅周辺で、パンケ沼側に近い住宅（らしき点） 直近風車 HS11 より約 5.3km 地点。直近 1 基のみで約 72dB。以下 HS10、12、13、14、15、17 基による寄与が加わり 7 基重合で約 81dB</p> <p>(2) 例 豊富中学校に向う（地図上に記した）矢印線上、中学校から 1km 海辺りに 直近風車 HS16 より 10km 地点で、直近 1 基のみで約 66dB。他に 6 基による寄与が加わり 7 基重合で約 75dB</p> <p>(3) 例 豊富中学校（JR 駅近く） 直近 HS16 より約 11km 地点、直近 1 基のみで 65dB。他に 6 基寄与して 7 基分重合して 74dB</p> <p>これまでの国内での風車被害地ではよく測定される dB 値でないかと思います。</p> <p>この機種も含めて一般に風車からの音のエネルギーは、10Hz 以下の超低周波音領域に集中しているようです。ここでも G 特性評価法に頼ることは、風車音の問題の本質を隠すことに連ると思います。</p>	<p>「1Hz で 84dB は、驚くべき値（略）健康が大変心配」とのご意見については、まず、人の聴覚は 2～20,000Hz とされており、1Hz はほとんど聞こえないレベルであることをご理解下さい。次に、ご提示された予測計算における「PWL_i は約 154dB」や「直近 1 基のみで約 66dB」は、人の聴覚特性をふまえた G 特性補正を行わない平坦特性値であると推察します。健康影響について言及するのであれば、本図書のように、人の聴覚をふまえた G 特性値との比較や「気になる／ならない」曲線との比較を行う必要があり、物理的な音の大きさ（しかも人の聴覚特性を考慮しない値）をもってして、健康影響を論じることが不適切と考えます。なお、風力発電機による騒音（超低周波音の領域を含む）と健康影響との直接的な因果関係については明らかとなっていないものと認識しております。</p> <p>予測評価地点の考え方ですが、道北 7 事業の際にも回答しましたが、騒音及び超低周波音は風力発電機からの距離が大きくなることに伴い減衰することから、対象事業実施区域近傍の居住宅を対象に予測評価を行っています。本事業に関しては、直近の H-E1（最寄風車から約 1600m）において影響は低減が図られていると評価しています。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
94	他に予測地点を設けることが必要ではないでしょうか。幌延町の駅周辺やオンネベツ川地帯の人家など、まだまだ心配な地域があるように思います。住人や自然に大変なリスクを持たらす可能性がある場合は事業の早期の見直しも大切かと思えます。	前述のとおり、人の聴覚特性をふまえた予測評価を行っており、直近のH-E1（最寄風車から約1600m）において影響は低減が図られていると評価しています。幌延町の駅（約12km）も含め、予測地点の追加は考えておりません。
95	予測地点(H-E1)においてA特性音圧レベルの風車寄与値が36～37dBであり、35dBを越えているので、静寂なこの地域の特性を考えると問題がおきる可能性がある。	現状では一概に何dB以上であれば影響が生じるといった基準値は示されておりませんが、現地調査の結果を踏まえ、影響は小さいと予測しております。
96	p455の表10.1.1.4-7「施設の稼働に伴う将来のG特性音圧レベルの予想結果」において風力発電機寄与値が67dBで、増加分が10dB(音の強さが10倍)となっている。この増加分は相当に大きい。G特性自体は低周波音・超低周波音の人体への影響を評価するには不相当であり使用するべきでないが、それにしても10dBの増加は静寂なこの地域の特性を考えると、睡眠障害等がおきる可能性を強く示唆する。なお、ISO-7196の100dBとの比較により評価してはならないことは各所で言われていることである。	「G特性自体は(略)不相当であり使用するべきでない」との指摘については、前述のとおり、G特性値は、超低周波音の感覚閾値に基づく補正であり、国際規格(ISO-7196)として科学的な妥当性が広く認識されているものと考えます。 「睡眠障害等がおきる可能性を強く示唆」については、騒音(超低周波音の領域を含む)と健康影響との直接的な因果関係は明らかとなっていないものと認識していますが、準備書でも示すように、地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。
97	p456 図10.1.1.4-2「風力発電機から発生するG特性音圧レベルの寄与値」において、65dBのラインは対象事業実施区域から4kmのところにある。60dBのラインはさらに外側で図には示されていないが相当遠くまで及ぶことが予想される。(2)で1.6km離れた地点で10dBの増加があったことを考えると、10kmまでを対象とすべきである。事業実施区域の東側約5kmより住宅が複数、下沼駅等がある。南東、北東、北にも住宅等存在するので、各地区の代表点を予想地点として増やすべきである。 p454の表10.1.1.4-5(2)「音源の周波数特性」は、石狩湾新港で計画されている洋上風車4000kWのものよりやや小さな値となっているが、大変、パワーが強力であることがわかる。	前述のとおり、予測対象地域については、騒音及び超低周波音は風力発電機からの距離が大きくなるにつれ減衰することから、対象事業実施区域近傍の居住宅を対象としています。「10kmまで対象すべき」というご指摘については、最寄り居住宅であるH-E1において影響の低減が図られています、H-E1より離隔のある地点における寄与騒音はそれよりも小さいことから、予測地点は準備書に記載したもので適切であると考えております。

No.	意見の概要	事業者の見解
98	<p>80～200Hzの範囲で、「稼働後の音圧レベル」は「気にならない」のラインとほとんど接している。この「気にならない」は50%の人が「気にならない」ということを意味しており、逆の表現をすると、50%の人は「気になる」ということを意味している。従って、全く問題がないということではなく、大いに苦情や被害がでるかもしれないということを示している。</p> <p>3. 15Hzにおいて「風力発電機からの音圧レベル」は10dBのピークを示しており、この純音成分が健康被害を起こす可能性を示している。</p> <p>L95と稼働後の音圧レベルを比較すると、15～30dB、稼働後の音圧レベルが上回っている。特に、10Hz以下の超低周波領域でその差が大きい。夜間など特に静かな時間において、風車からの超低周波音が人体へ悪影響を及ぼす危険性を示している。</p> <p>この図は、予測地点H-E1は風力発電機が稼働することで、健康被害がおき得ることを強く示している図である。</p> <p>予測地点を増やし、同様の図による評価をするべきである。</p> <p>騒音・超低周波音は人だけでなく、国立公園域に生息する野生動物にも影響を与えるので、この場所での建設は止めるべきである。</p>	<p>「全く問題がないということではなく、大いに苦情や被害がでるかもしれないことを意味している」というご指摘については、騒音の感じ方は個人差があり、またアノイアンスなど騒音以外の影響もあるため、苦情等が生じる可能性を否定しておりません。そのため、地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。</p> <p>3. 15Hzにピークが存在すること、稼働後の音圧レベルがL95を大きく上回っていることはご理解のとおりです。しかし、風力発電機による騒音（超低周波音の領域を含む）と健康影響との直接的な因果関係は明らかとなっていないものと認識しております。</p> <p>予測地点の追加については、前述のとおり、直近のH-E1において影響は低減が図られていると評価しており、考えておりません。</p> <p>騒音及び超低周波音が動植物に与える影響について、現在明らかになっているものは存じませんが、引き続き知見の収集に努めます。</p>
99	<p>図1「風力発電機から発生する騒音レベルの時間変動」については、1秒間に1dB程度の周期的な変動が示されている図とは言えない。何を示しているのか意味不明である。</p>	<p>不明瞭な部分もありますが、図1の赤枠の部分を見ると、1秒間程度の間隔で波形を描いており、周期的変動を伴う風車騒音の特徴を表しています。</p>
100	<p>図2「風力発電機から発生する騒音の周波数特性」を掲載している意図がよくわからない。最近求められているのは、超低周波音・低周波音領域を含んだ周波数帯域でのFFT解析ではないのか。</p>	<p>図2は、風車騒音の特徴である、騒音レベルが卓越した周波数帯が見られることを示したものです。メーカーから入手できた資料として示しています。FFT解析も、周波数別の分析を行い、特徴を把握するという点では同じであると考えます。</p>

4. 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
101	<p>風車が建設されようとしているサロベツ原野は、ヤチツツジやトウキョウトガリネズミ、コモチカナヘビ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、タンチョウ、オオヒシクイ、シマアオジ、イトウ、チャバネエンマコガネ、カラフトマルガタゲンゴロウ、イイジマルリボシヤンマをはじめとする固有種や希少種が多数生息する聖域です。もしサロベツ原野に風車を建設したらこれらの固有種や希少種は全滅します。もしそのようなことになったらどう責任を取るつもりですか？</p>	<p>動物や植物については十分な現地調査を行い、生息・生育状況の確認に努めてまいりました。これらの種への事業による影響は小さいものと予測していますが、影響を可能な限り回避、低減するための保全措置を講じていく所存です。また、事業にあたっては濁水などの影響が区域外の国立公園へ及ばぬよう十分な対策を講じます。</p>
102	<p>①Micro habitat の概念は、生物多様性の重要性を語る上で極めて重要である。本事業に関わる疑問・意見の1. ①～④及び2. ③にも関連するが、ここで生活する生物はマイクロハビタットの中で相互に関連し合って生きている。言葉を換えれば、この環境の中で生物多様性を維持しているのである。この生物多様性のなかで重要な位置を占める節足動物、とくに昆虫類とダニ類についての調査と記述はきわめて貧弱である。一時消費者あるいは分解者として重要な役割を担うこれらの小動物を軽視していると思えないが、そうでないとしたならば、その証拠を説明願いたい。</p> <p>②動物と言えばタンチョウやオジロワシ、植物と言えば大木や広大な草原を想像するだけでは本質に迫るわけには行かない。Micro habitat の中では数メートル離れたでも flora, fauna はがらりと違ってくるものである。一例を挙げれば石狩市の融雪プールに生息するキタハウネンエビは、数メートル離れた融雪プールで「いる」「いない」が分かる。そのようなキメの細かい調査を行ったとは認めがたいが、遅きに失してもこれからそのような調査を実施するのかどうかを問いたい。</p> <p>③国内のため池や池沼がものすごい速度で消滅している現在、砂丘の後背湿地である沼は、水棲昆虫などにとっては貴重な住処となっている。このような小動物を保護する観点を貴社はお持ちなのかどうかを問いたい。もし、貴重だと考えるならばその保護に具体的などのような対策をお取りになると考えているのかをお聞かせいただきたい。</p>	<p>①調査対象とした分類群は、経済産業省の「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」に基づき選定しております。昆虫類については、春、夏、秋の3季に任意採集及びトラップ調査を実施し、予測評価に足る情報が得られたものと考えております。</p> <p>②北海道の象徴的な動物以外の種についても、調査、予測、評価を行っております。また、砂利採取跡地にできた水たまりにも底生動物の調査地点を設けており、重要な種を含む底生動物相を確認しております。</p> <p>③対象事業実施区域内には池沼はないほか、隣接する砂丘林帯湖沼についても、濁水対策を講じることから事業による影響は生じる可能性が低いと予測しております。</p>
103	<p>表 10. 1. 4-1 哺乳類確認種一覧の注2) のヒメホリカワコウモリはキタクビワコウモリではないのか。最新の知見に基づいた資料を参考にするべきである。ヒメホリカワコウモリの発声する超音波音声域が記載された文献を示すこと。</p>	<p>ヒメホリカワコウモリは、北海道産のキタクビワコウモリを指す別名であり、文中では文献調査で確認した名称を用いております。</p>
104	<p>表 10. 1. 4-16 重要な哺乳類の確認状況において、「2 および3 コウモリ目」の調査月日および調査時間、音声の確認時刻および回数、確認した音声パルスのソナグラム図、使用したバットディテクターの機種および方式を記載し、鳥類と同等の予測結果を項目として記述すること。</p>	<p>コウモリ類を含む哺乳類については、コウモリ類を始めとする北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富な専門家のご指導の下、現地調査を実施しており、その調査結果をふまえて予測、評価を行っております。バットディテクターによる調査は、一般的な調査で用いられる機種を用いております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
105	<p>表 10. 14-28(2) 重要な哺乳類への影響予測 (コウモリ目 (25-25kHz)) において、現地調査の結果から影響予測できる事項はない。すなわち、本事業では意味のない無駄な調査が実施されたに過ぎない。以下、影響予測毎について指摘する。</p> <p>① 改変による生息環境の減少・減少において「工事の実施、土地又は工作物の存在による本種の生息環境への影響は小さいものと予測される」と記述しているが、生息種およびねぐらの把握(捕獲・ねぐら調査)を行っていないのに、なぜこの予測が成り立つのか。</p> <p>② 騒音による生息環境の悪化において「工事の実施に伴う騒音は一時的なものであることから、工事騒音による本種の生息環境への影響は小さいものと予測される」と記述しているが、日中の生息環境(ねぐら)の調査は行われていない。コウモリ類に影響を与える騒音レベルを具体的に示すこと。</p> <p>③ 繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害において「バットディテクター調査の結果、本種が改変区域内で集中して確認されることはなく、風力発電機の設置箇所付近にはコロニーや時は分布しないと考えられる」と記述されている。バットディテクター調査は日没前後からすべての発電機の設置箇所ですべて実施しなければ、この予測は成り立たないことは明白である。従って、その調査結果をすべて記述すること。また、日中のねぐらや捕獲調査を行っていないのに、なぜこの影響予測を行ったか理由を記述すること。さらに「迂回するための空間の十分確保されていることから影響は小さいものと予測される」との記述があるが、コウモリ類の具体的な迂回半径(m)および迂回事例を示すこと。</p> <p>④ ブレード、タワーへの接近・接触において「確認は少ない」および「迂回可能な空間が確保されている」との影響予測がされているが、前述③同様、具体的な調査結果および事例に基づいて影響予測を行うこと。さらに、「夜間稼働時のライトアップは実施せず」と記述されているが、そもそも配慮書からの計画において、「ライトアップを実施する」ことが前提となっていない。実施しない行為を後付けで保全措置とすることは詭弁である。</p>	<p>調査・予測・評価の手法については方法書手続きを経て決定しております。コウモリ類を含む哺乳類については、コウモリ類を始めとする北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富な専門家のご指導の下、現地調査を実施しており、その調査結果をふまえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。</p> <p>哺乳類のフィールドサイン調査の際に、コウモリ類のねぐらになり得る樹洞等の確認も行っており、予測評価においては、入感回数に加えフィールドサイン調査におけるねぐらの確認状況も踏まえて予測評価を行っております。工事騒音については、期間が一時的であるほか、地形や既存作業道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめることから、工事箇所も限定されるため、影響は小さいものと予測しております。なお、風力発電機の影響を考慮するに当たり、対象事業実施区域のような開けた環境はコウモリ類の捕獲に適していないほか、ブレードの高さを飛翔する個体の捕獲は不可能であることから、専門家のご意見も踏まえ捕獲調査は実施しておりません。</p> <p>また、個々の風力発電機間には数百mの間隔があり、コウモリ類の確認状況及び個体サイズ等を踏まえ、迂回可能な空間は確保されているものと予測しております。</p> <p>環境保全措置は、環境影響の回避・低減に資する事項については、当初より実施することとしている措置も含め準備書に記載しております。コウモリ類の影響要因の一つとして「餌動物である昆虫類の誘因」を例示しており、その環境保全措置の一つとして「夜間稼働時のライトアップを実施しない」旨を記載しております。</p>
106	<p>コウモリ類と鳥類では活動生態が異なっている。従って、事後調査はコウモリ類についても別途実施する内容について記述する必要がある。その場合、鳥類と同じ仕様では行わず、コウモリ類の地域特性を考慮した実施計画を策定し、コウモリ類の専門家へのヒアリングを行い、コウモリ類の同定ができる調査員が実施すること。</p>	<p>事後調査につきましては、バードストライクに関する調査の実施時に併せてコウモリ類等の死体確認を行うこととしており、事後調査によりコウモリの死体が多数確認された場合は専門家にご確認戴く予定です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
107	<p>事業者はコウモリの捕獲調査を行わなかったが、土地を改変するのであれば、かく乱が起り、生物相に変化が生じるおそれがある。ならば「低空を飛ぶコウモリ類」について種類を調べておく必要があるのではないか。土地が改変されるにもかかわらず、ネズミ類を捕獲調査し、「低空を飛ぶコウモリ」を捕獲しない科学的根拠はなにか？</p>	<p>捕獲調査については、対象事業実施区域のような開けた環境はコウモリ類の捕獲に適していないことから、専門家のご意見も踏まえて実施しておりません。土地の改変に際しては、地形や既存作業道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめ、生物相への影響の低減に努めます。</p>
108	<p>事業者はコウモリの捕獲調査を行わなかったが、事業実施前と風力発電施設稼働後で、コウモリ相の変化が起こるのではないのか？ならば現地調査で低空を飛んでいたという「コウモリ目」の種名を、事業実施前に確認しておくべきではないのか？</p> <p>事業者の選んだ専門家は、P269「種が特定できても、今の日本では種に応じた対策は立てられない(ので相調査は不要)」と言うが、この理屈が通用するなら鳥類や他の生物調査も不要であろう。この匿名の専門家は、なぜ種に応じた対策を立てられなければ、生物相調査(種の特定)をしてなくてよいのか、その理由を述べるべきである。</p>	<p>捕獲調査については、対象事業実施区域のような開けた環境はコウモリ類の捕獲に適していないほか、地上部に設置した罟ではブレードの高さを飛行中の個体は捕獲できないことから実施しておりません。専門家のご指導も踏まえ、バットディテクターを用いた調査によりコウモリ類の確認を行い、周波数帯から飛行高度が比較的高いグループの生息状況を把握することとしております。</p>
109	<p>ネズミは捕獲して生息種の確認をするのに、コウモリの捕獲調査が不必要な理由は何か？の問いに、事業者は、「ブレードの高さを飛行する個体の捕獲は不可能であることから、(略)捕獲調査は実施しておりません。」と言いつけている。</p> <p>これは「ブレードの高さを飛行する個体の捕獲が可能ならば」捕獲調査を実施するという意味だが、地上に張ったかすみ網で高空を飛ぶコウモリを捕獲する方法はある。経験を積んだコウモリの研究者なら当然知っている。知らなければ、その方はコウモリ類の専門家ではなく、「他の分類群の専門家」である。</p> <p>他の事業者はまじめにコウモリの捕獲調査をしているが、なぜ事業者だけが、捕獲調査を実施しないのか。やらないうちからできない、と決めつけてはいけない。やればできるのだから頑張りなさい。</p>	<p>地上部に設置した罟ではブレードの高さを飛行中の個体は捕獲できないほか、対象事業実施区域内はほとんどが平坦な草地であり、かすみ網等の設置に適したコウモリ類の通り道となる林道や河川がないことから、捕獲調査は実施しておりません。専門家のご指導も踏まえ、バットディテクターを用いた調査により、周波数帯から飛行高度が比較的高いグループの生息状況を把握することとしております。</p>
110	<p>ネズミは捕獲して生息種の確認をするのに、コウモリの捕獲調査が不必要な理由は何か？の問いに、事業者は、「ブレードの高さを飛行する個体の捕獲は不可能であることから、専門家のご意見も踏まえ捕獲調査は実施しておりません。」と言いつけている。</p> <p>事業者がヒアリングした専門家は、P269 風車で殺してから種を確認すればよいなど言いだす、動物福祉及び倫理的配慮の欠如した「大学教員」である。モラルの欠如した専門家の意見など、信用してはいけない。</p> <p>そもそも事業者は「ブレードの高さを飛行する個体の捕獲は不可能」というが、地上に張ったかすみ網で高空を飛ぶコウモリを捕獲する方法はある。経験を積んだコウモリの研究者なら当然知っている。知らなければ、「大学教員」はコウモリ類の専門家ではない、ということだ。</p>	<p>地上部に設置した罟ではブレードの高さを飛行中の個体は捕獲できないほか、対象事業実施区域内はほとんどが平坦な草地であり、かすみ網等の設置に適したコウモリ類の通り道となる林道や河川がないことから、捕獲調査は実施しておりません。また、稼働後の事後調査において、衝突したと思われる死体が連続して確認された場合は、その種がそこで何をしていたかを把握し、細かい対策を立てるために、死体を同定して種を特定することとしております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
111	<p>ネズミは捕獲して生息種の確認をするのに、コウモリの捕獲調査が不必要な理由は何か？の問いに、事業者は、「ブレードの高さを飛翔する個体の捕獲は不可能であることから、専門家のご意見も踏まえ捕獲調査は実施しておりません。」と言いつけている。</p> <p>国内における多くのコウモリは、捕獲して各部を計測しないと種の同定ができない。つまり昼間のフィールドサイン調査でさえ、捕獲せずコウモリの種同定を行うのは難しいはずである。しかし、この重要な事項「コウモリの多くは捕獲しないと同定できない件」について、P269の専門家は言及さえしていない。よって、この大学教員(哺乳類、爬虫類、両生類)はコウモリの専門家ではない、ということが疑われる。P269の専門家は「種が特定できても、今の日本では種に応じた対策は立てられない(ので相調査は不要)」と言うが、そもそも、この理屈が通用するなら鳥類や他の生物調査も不要である。では、なぜ事業者は、わざわざ現地調査をして生物相を把握しているのか？</p> <p>事業者は、環境への影響を予測するために、基礎情報、つまり現地の生物相を調査するはずではなかったか？ならば、コウモリ相を調べるために、コウモリの捕獲調査をするべきではないのか？</p>	<p>対象事業実施区域内はほとんどが平坦な草地であり、かすみ網等の設置に適したコウモリ類の通り道となる林道や河川がないことから、捕獲調査は実施しておりません。専門家のご指導も踏まえ、バットディテクターを用いた調査によりコウモリ類の確認を行い、周波数帯から飛翔高度が比較的高いグループの生息状況を把握することとしております。</p>
112	<p>準備書には現地調査で使用したバットディテクターの機種、台数、探知可能距離を示すように。ヘテロダイン方式は周波数帯が固定されるので、同時に幅広い周波数を探知できないため、コウモリ類の種の識別にほぼ使用できない。さらにバットディテクターの探知距離は短く、地上から高空(ブレードの回転範囲)の音声はほぼ探知できない。</p> <p>事業者がP269「経験豊富な専門家」から指導してもらいつつ行ったコウモリ類の調査は、結局のところ、定量的予測につかえなかった。事業者にとっては、十分な調査をしたつもりであろうが残念な結果である。無駄な調査をしたのは事業者のせいではないが、コウモリ類の専門家の選定からやり直し、追加の調査をすること。</p>	<p>地上部からバットディテクターによって高空を飛翔中の個体の音声を感知することは想定しておりません。周波数帯から飛翔高度が比較的高いグループの生息状況を把握することとしております。バットディテクターによる調査は、一般的な調査で用いられる機種を用いて行っております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
113	<p>本事業者「道北エナジー」の回答は「北海道における哺乳類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家にご指導頂き、現地調査を実施しており、その調査結果をふまえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています」のコピペばかりである。事業者の思考が停止しているのは理解したが、しかし、「経験豊富な専門家」が誰なのかを住民は知る由もないし、専門家の経験など住民には関係ないことを忘れないでほしい。コウモリ類についてまともな影響予測ができていないこと、それが客観的事実であり本事業の問題点である。</p> <p>発言内容及び指導結果から、P269の匿名の専門家が「コウモリ類の影響予測のアドバイス」ができないのは明らかである。住民にとって、この「専門家」とやらが、本当に存在する人物かさえ信用できないので、この匿名の専門家が存在する証拠として、まずは詳細なヒアリング議事録とこの専門家が発表したコウモリに関する論文や著作をすべて記載せよ。そのうえで別の専門家（コウモリの音声解析ができる方）にヒアリングを行い、コウモリ類について高高度の録音調査を行うこと。高高度の録音調査は技術的に実施可能であることは、事業者が実証済みのはずである。</p>	<p>個人情報保護の観点から専門家の氏名・所属は非公開としておりますが、現地調査、予測、評価については、北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富であり、北海道のコウモリ類についても研究実績がある専門家にご指導を頂いております。</p>
114	<p>重要な哺乳類(コウモリ目(25-35kHz)のブレード・タワーへの接近・接触について「周波数帯 25-35kHz のコウモリ類は比較的高いところを飛ぶと言われているが、改変区域内での確認は少なく、影響は小さいものと予測される」とあるが、この予測結果についてはP269の専門家に確認したのだろうか？確認したなら詳細な議事録を示すこと。またその場合は専門家の発表したコウモリ類に関する論文や著作を、すべて記載すること。</p>	<p>調査・予測・評価の結果については、専門家に確認を取っています。個人情報保護の観点から専門家の氏名・所属は非公開としておりますが、現地調査、予測、評価については、北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富であり、北海道のコウモリ類についても研究実績がある専門家にご指導を頂いております。</p>
115	<p>重要な哺乳類(コウモリ目(25-35kHz)のブレード・タワーへの接近・接触について「周波数帯 25-35kHz のコウモリ類は比較的高いところを飛ぶと言われているが、改変区域内での確認は少なく、影響は小さいものと予測される」とあるが、P521をみるとバットディテクター調査地点はたったの4地点で、しかも改変区域内にない。少ない調査地点数でかつ、改変区域内で夜間調査をしていないので、「確認が少ない」だけではないのか？「改変区域内での確認は少なく、影響は小さいものと予測される」とするならば、少なくとも「改変区域内」のすべての風力発電機設置予定地において、日没1時間前から日の出まで、365日、自動録音調査をしてから述べよ。</p>	<p>コウモリ類の調査地点は、採餌環境であると想定したヨシ群落を中心に設定しましたが、調査結果に示しましたとおり、現地調査では、これら以外の地点でも改変区域を含む広い範囲でコウモリの出現をに確認しております。現地調査においてコウモリ目(40-70kHz)が毎回広範に確認されたのに対し、コウモリ目(25-35kHz)の確認は1例のみであったことから、当該地域のコウモリ相においては出現頻度が低い種と考え記載の表記としております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
116	<p>重要な哺乳類(コウモリ目(25-35kHz)のブレード・タワーへの接近・接触について「周波数帯 25-35kHz のコウモリ類は比較的高いところを飛ぶと言われているが、改変区域内での確認は少なく、影響は小さいものと予測される」とあるが、まずは事業者が使用したバットディテクターの機種と探知可能距離を示せ。</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。事業者が実施したバットディテクターの調査地点から、風力発電ブレードの回転範囲のコウモリの音声を把握することができるのか？不可能ではないのか。事業者の実施した調査では、風力タービンの回転範囲にコウモリが通過したか否か知る由がない。ろくに調査もせずに妄想で予測してはいけない。事業者は別の専門家に意見を聞いて「改変区域内の高度」で自動録音調査をやりなおすこと。</p>	<p>地上部からバットディテクターによって高空を飛行中の個体の音声を感知することは想定しておりません。周波数帯から飛行高度が比較的高いグループの生息状況を把握することとしております。</p>
117	<p>重要な哺乳類(コウモリ目(25-35kHz)のブレード・タワーへの接近・接触について「周波数帯 25-35kHz のコウモリ類は比較的高いところを飛ぶと言われているが、改変区域内での確認は少なく、影響は小さいものと予測される」とあるが、バットディテクター調査時間は7月に5日、9月に3日の計8日のみである。つまり事業者はコウモリの活動期間のわずか2%しか「バットディテクターによる調査」をしていない。年間たった8日間の少ない調査日数だから「確認例が少ない」だけではないのか？むしろ少ない日数にもかかわらずコウモリが確認されており出現頻度は高いといえる。</p> <p>「改変区域内での確認は少なく、影響は小さいものと予測される」とするならば、少なくとも「改変区域内」において、日没1時間前から日の出まで、365日、自動録音調査をしてから述べよ。なお、フィールドサイン調査は、夜間のバットディテクター調査と方法や目的が異なるので、出現頻度を同一に論じることはできない。</p>	<p>現地調査においてコウモリ目(40-70kHz)が毎回広範に確認されたのに対し、コウモリ目(25-35kHz)の確認は1例のみであったことから、当該地域のコウモリ相においては出現頻度が低い種と考え記載の表記としております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
118	<p>「風力発電機の設置箇所付近には、ねぐらや繁殖場所となる大径木の樹洞等は存在しないと考えられる」とあるが、まずはコウモリ類のねぐら調査の結果を述べよ。</p> <p>樹洞性コウモリの昼間のねぐらは「哺乳類のフィールドサイン調査のついで」にみつかるといえるような簡単なものではないことを指摘しておく。</p> <p>テレメトリーを使用した調査によれば樹洞性のコウモリ類のねぐらは、樹皮の下、直径 1.5cm ほどの樹洞、裂け目、葉の裏など多岐にわたる。またその高さも、人の背より高く、地上から見えない場所にある場合がほとんどだ。繁殖期にコロニーを作る種もいるが、多くの場合オスは単体で潜んでいる。さらに毎日同じ場所を利用するわけではない。かならずしも「大径木の樹洞や橋梁」がコウモリのねぐらとはかぎらない、ということだ。事業者は無数にある「ねぐらとなる場所」をすべて確認したと言えるのか？</p>	<p>対象事業実施区域内での飛翔が確認されているため、周辺の樹林等で休息する個体がいるものと考えられますが、フィールドサイン調査でねぐらは確認されなかったこと、バットディテクターによる調査で複数での出現は確認されていないことから、多数が利用するコロニーは分布していないものと考えています。</p>
119	<p>「バットディテクターで本種が改変区域内で集中して確認されることはなく、風力発電機の設置箇所付近にはコロニーや埒は分布しないと考えられる」とあるが、P521 をみるとバットディテクターの踏査ルートがなく夜間調査地点が 4 地点あるのみだ。しかも夜間調査した時間も書いていない。バットディテクターの探知距離は短い。夜間調査地点間は 500m～1000m 以上の間隔があいているので、地点間を通過した個体はバットディテクターで探知できない。そもそも事業者は「改変区域内」で調査していないので「改変区域内で集中して確認されなかった」だけではないのか？</p> <p>なおコウモリのオスはねぐらに単体で潜んでいることが多い。さらに毎日同じねぐらを利用するわけではない。「昼間のフィールドサイン調査のついでに」コウモリ類すべてのねぐらが見つけれられるのか疑問である。人の手の届かない高い場所にある「ねぐらの有無」はどうやって確認したのか？小さな樹洞や樹皮下は、木に登ってファイバースコープを使って確認したのか？こずえにある葉の茂みはどうやって見たのか？では、なぜ小規模のコウモリのねぐらが分布する可能性はないと言えるのか？</p> <p>「風力発電機の設置箇所付近にはコロニーや埒は分布しない」というならば、すべての風力発電機の設置箇所付近において、周年のバットディテクター調査を行い、さらにテレメトリー調査及び毎木調査を実施してから述べよ。</p>	<p>コウモリ類の調査地点は、採餌環境であると想定したヨシ群落を中心に設定しましたが、調査結果に示しましたとおり、現地調査では、これら以外の地点でも改変区域を含む広い範囲でコウモリの出現を確認しております。</p> <p>ねぐら調査については、哺乳類全般を対象としたフィールドサイン調査として、樹洞内の確認、大きな枯葉の中に個体がいかなどの生息確認調査を実施しております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
120	<p>重要な哺乳類(コウモリ目(25-35kHz)のブレード・タワーへの接近・接触について「改変は風力発電機の設置か所及び一部の搬入路に限定されること、風力発電機間は迂回可能な空間が確保されること、(略)から、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低い」とあるが、「風力発電機間に迂回可能な空間が確保されること」により、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低い、とした「科学的な根拠」を述べよ。そのような科学的な論文があるのか？</p> <p>そもそも事業者は風力発電機間のコウモリの飛行ルートを把握していないので、実際にコウモリが風力発電機間を迂回可能か知る由がない。国内や国外ではバットストライクが生じており問題となっている。コウモリ類が風力発電機のタワーに誘引されるという研究もある。仮にコウモリが風力発電機を迂回できるなら、各地でバットストライクは生じていないのではないのか？ろくに調査もせず、でたらめを書いてはいけない。</p>	<p>個々の風力発電機間には数百mの間隔があり、コウモリ類の確認状況及び個体サイズ等を踏まえ、迂回可能な空間は確保されているものと予測しております。</p> <p>なおコウモリ類の風力発電機への誘引対策としては、コウモリ類の餌となる昆虫類を誘引するライトアップは行わず、コウモリ類の風力発電機への誘因を防止することとしております。</p>
121	<p>重要な哺乳類(コウモリ目(40-70kHz)のブレード・タワーへの接近・接触について、「本種が飛翔する空間は、樹林内や水面上等、比較的高度が低いこと(略)ブレード・タワーへ接近する可能性は小さいものと予測する」とあるが、この予測結果については専門家に確認したのだろうか？確認したなら詳細な議事録を示すこと。またその専門家の発表したコウモリ類に関する論文や著作を、すべて記載すること。</p>	<p>音声調査の結果についても、専門家にご確認戴いた上で予測、評価を行っています。</p>
122	<p>重要な哺乳類(コウモリ目(40-70kHz)のブレード・タワーへの接近・接触について、「本種が飛翔する空間は、樹林内や水面上等、比較的高度が低いこと(略)ブレード・タワーへ接近する可能性は小さいものと予測する」とあるが、実施には40kHz前後の音を出すコウモリがバットストライクにより死んでいる。つまり一般に低空を飛ぶ、と言われるコウモリが高空を飛ばない、とは言えないということだ。他の事業者の調査でも、40kHz前後の音を出すコウモリがブレードの回転範囲で確認されている。ろくに調査もせずに妄想で予測してはいけない。</p>	<p>コウモリ目(40-70kHz)については、その確認状況から、ミズナラ風衝林やヨシ群落等の草地で採餌のために飛翔しているものと考えられることから、これらの植生からあまり離れず飛翔高度は比較的低くなるものと予測しております。</p>
123	<p>重要な哺乳類(コウモリ目(40-70kHz)のブレード・タワーへの接近・接触について、「本種が飛翔する空間は、樹林内や水面上等、比較的高度が低いこと(略)ブレード・タワーへ接近する可能性は小さいものと予測する」とあるが、そもそも事業者はコウモリの高さ別調査をしていないので、コウモリ目(40-70kHz)がどの高さを飛翔しているか知る由がない。この程度の予測ならばわざわざ現地調査する必要はなかったのではないのか？「まともな調査をしていないから予測できません」と素直に書くべきであろう。科学的な予測ができないのであれば、事業者が実施した調査こそ、「調査のための調査で不必要」ではないのか？むだなヒアリングや調査に貴重な金や時間をかけるべきではない。</p>	<p>コウモリ目(40-70kHz)については、その確認状況から、ミズナラ風衝林やヨシ群落等の草地で採餌のために飛翔しているものと考えられることから、これらの植生からあまり離れず飛翔高度は比較的低くなるものと予測しております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
124	<p>ライトアップをしないことは保全措置として有効ではない。ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>コウモリを殺してから保全措置を検討するなど言語道断だ。コウモリを殺す前から保全措置を実施するべきではないのか。</p>	<p>コウモリ類の影響要因の一つとして「餌動物である昆虫類の誘因」を例示しており、その環境保全措置の一つとして「夜間稼働時のライトアップを実施しない」旨を記載しております。</p>
125	<p>ライトアップをしないことは保全措置として有効ではない。ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」と言った。ならばコウモリを殺してから保全措置を検討するなど動物福祉及び倫理的配慮の欠如した行為ではないか。既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと、カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「実施可能な」、コウモリ類への保全措置である。ならば事業者はコウモリ類について、これら環境保全措置を実施するべきではないのか？</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のため手引きのため手引き」（環境省 平成23年）に「ライトアップが昆虫類を誘引することで、それを餌とする夜行性鳥類やコウモリ類も誘引される可能性にも留意することが望ましい。」と示されております。昆虫類を捕食するコウモリ類に対しては、一定の効果があると考えております。</p> <p>なお、国内ではコウモリ類への影響の程度や保全措置の効果については現状では明らかになっていない部分も多いものと認識しておりますが、事後調査によりコウモリの死体が多数確認された場合等においては専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
126	<p>事業者がヒアリングした専門家はP269「現状では、コウモリが飛ぶ高さを確認できても、それに応じて対策を検討している例がない」と言っているが、実際にはカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングがコウモリの保全対策として有効であることが確かめられている。この専門家の発言内容は古い。さらに連続してコウモリを殺してから保全措置を検討すればよいなどと動物福祉及び倫理的配慮の欠如した発言をしており言語道断である。「自動車で交通事故を何度か起こしたら安全運転を検討すればよい」と言っているようなものだ。事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」と言っている。ならば、コウモリ類について「事故前に」最新の知見を踏まえた保全措置を講じるべきではないのか？ これまでに風力発電施機により殺された多くのコウモリの命を無駄にしてはいけない。</p>	<p>対象事業実施区域に出現するコウモリ類は、その確認状況から、主にミズナラ風衝林やヨシ群落等の草地で採餌のために飛翔しているものと考えられ、これらの植生からあまり離れず飛翔高度は比較的低下するものと考えられること、浜里の海岸は、大陸等へ渡る最短コースや、一番風が無いコースに位置していないことから、コウモリの渡りルートになっている可能性は低いと考えられます。</p> <p>なお、国内ではコウモリ類への影響の程度や保全措置の効果については現状では明らかになっていない部分も多いものと認識しておりますが、事後調査によりコウモリの死体が多数確認された場合等においては専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
127	<p>コウモリが風車に巻き込まれて死亡する事例が国内外で大量に発生している。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。事業者がヒアリングを行った匿名の専門家はP269「現状では、コウモリが飛ぶ高さを確認できても、それに応じて対策を検討している例がない」と言っているが、実際にはカットイン風速を高く設定し、弱風時のフェザリングがコウモリの保全対策として有効であることが確かめられている。つまりこの匿名の専門家のいうことが、すべて正しいとは限らない、ということが明らかになった以上、この匿名の専門家の発言内容はもとより、そもそもこの専門家が本当に存在する人物かも信用できない。よって、この匿名の専門家が存在する証拠として、詳細なヒアリング議事録とこの専門家が発表したコウモリに関する論文や著作をすべて記載せよ。</p>	<p>個人情報保護の観点から専門家の氏名・所属は非公開としておりますが、現地調査、予測、評価については、北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富であり、北海道のコウモリ類についても研究実績がある専門家にご指導を頂いております。</p>
128	<p>コウモリが風車に巻き込まれて死亡する事例が国内外で大量に発生している。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p> <p>事業者がヒアリングを行った匿名の専門家はP269「現状では、コウモリが飛ぶ高さを確認できても、それに応じて対策を検討している例がない」と言っているが、実際にはカットイン風速を高く設定し、弱風時のフェザリングがコウモリの保全対策として有効であることが確かめられている。</p> <p>仮に事業者が、「環境影響を可能な限り回避・低減」するつもりがあるならば、コウモリ類について高高度調査を行い、カットイン風速の閾値を調査するべきではないのか？</p>	<p>対象事業実施区域に出現するコウモリ類は、その確認状況から、主にミズナラ風衝林やヨシ群落等の草地で採餌のために飛翔しているものと考えられ、これらの植生からあまり離れず飛翔高度は比較的低くなるものと考えられること、浜里の海岸は、大陸等へ渡る最短コースや、一番風が無いコースに位置していないことから、コウモリの渡りルートになっている可能性は低いと考えられます。</p> <p>なお、国内ではコウモリ類への影響の程度や保全措置の効果については現状では明らかになっていない部分も多いものと認識しておりますが、事後調査によりコウモリの死体が多数確認された場合等においては専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
129	<p>コウモリ類の死体は小さく、隔週の調査頻度では、中型哺乳類やカラスなどにより持ち去られて消失してしまう。よってコウモリ類の死体探索調査は月2回では不足だ。死体探索調査は、すべての風力発電施設について、毎週、つまり月4回以上行うべきである。</p>	<p>事後調査の頻度については、月2回以上としていますが、保守点検作業との兼ね合い等も含め実行可能な範囲で検討致します。</p>
130	<p>コウモリ類の死体は小さく、スカベンジャーにより持ち去られて数日で消失してしまう。コウモリ類の死体探索調査は毎週、つまり月4回以上行うべきである。しかし点検作業員と生物調査員では死体の発見率に差があるのは、当然予想されることである。よって点検作業員及び調査員の死体発見率、コウモリの死体消失率をそれぞれ事前にテストして適切な調査頻度を設定するべきではないのか。</p>	<p>衝突数推定作業について、鳥類も含め現時点では確立された手法がなく、今後の国等によるガイドラインの動向や既存事例の蓄積を踏まえて対応を検討したいと考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
131	<p>コウモリ類の死体は小さく、スカベンジャーにより持ち去られて数日で消失してしまう。コウモリ類の死体探索調査は毎週、つまり月4回以上行うべきである。しかし点検作業員と生物調査員では死体の発見率に差があるのは、当然予想されることである。そもそも点検作業の「ついで」に死体探索を行うのは調査として不適切である。適切なトレーニングを積んだ生物調査員に、死体探索調査を月4回以上しっかりさせるべきではないのか。</p>	<p>調査頻度を確保するため、北海道内の野生生物調査について豊富な経験を有する調査員による調査に加え、風力発電機の保守・点検作業等の従事者による確認も予定します。</p>
132	<p>バットディテクターの探知距離は短く、地上から高空(ブレードの回転範囲)の音声はほぼ探知できない。そのためバットストライクの原因を明らかにするには、高空(ブレードの回転範囲)でコウモリ類の音声を常時モニタリングして、コウモリ類の出現と気象条件(特に風速)との因果関係を把握することが必要だ。当然ながら事業実施前と施設稼働後で出現頻度に差があるか同地点で比較しなければならない。なお、バットディテクターのマイクをナセルに取り付けば高空の自動録音は実施可能なので事後調査で少なくとも2年以上は実施するべきではないか。2年以上とした理由は、1年目に死体を見つけた場合、保全措置を行った上でさらに1年間保全措置の効果を確認するためである。</p>	<p>対象事業実施区域に出現するコウモリ類は、その確認状況から、主にミズナラ風衝林やヨシ群落等の草地で採餌のために飛翔しているものと考えられることから、これらの植生からあまり離れず飛翔高度は比較的低くなるものと考えられるため、高空における音声調査は予定しておりません。</p> <p>事後調査については、バードストライクに関する調査の実施時に併せてコウモリ類等の死体確認を行うこととしており、コウモリ類の死体が多数確認された場合は、専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
133	<p>死体探索調査によりコウモリの死体を確認した場合は、重要種・重要種以外の区分にかかわらず死体を冷凍し、「コウモリ類の専門家」に同定してもらうこと。また事故が起こった場合は、当然ながら夜間の運転を即時休止し、原因を調査し、カットイン風速を高く設定するなどの適切な保全対策を実施するべきではないのか。</p> <p>カットイン風速の値は、上記のコウモリ類の音声自動録音調査結果から、コウモリ類の出現の有無と気象条件との関係より明らかにするべきではないか。</p>	<p>事後調査につきましては、コウモリ類を始めとする北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富な専門家にご指導頂き、バードストライクに関する調査の実施時に併せてコウモリ類等の死体確認を行うこととしております。</p> <p>国内ではコウモリ類への影響の程度や保全措置の効果については現状では明らかになっていない部分も多いものと認識しておりますが、事後調査によりコウモリの死体が多数確認された場合等においては専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
134	<p>事後調査計画及び保全対策は、事業者及び委託先のコンサルタントの独自の判断によらず、査読付き科学雑誌に、コウモリ類についての学術論文が掲載された経験がある「コウモリ類の専門家」の指導を受けつつ進めるべきではないのか。</p>	<p>事後調査につきましては、コウモリ類を始めとする北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富な専門家にご指導頂き、バードストライクに関する調査の実施時に併せてコウモリ類等の死体確認を行うこととしております。事後調査によりコウモリの死体が多数確認された場合は専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
135	<p>東側の列の風車は、国立公園の海岸砂丘林の際に当たるため、森林性のコウモリの出入りが予想され、衝突が予想される。しかし、バットディテクター調査位置はこの砂丘林の際から遠く、生息状況を十分に把握できていない可能性があり、影響を十分に予測できない。このため際の部分の影響を適切に評価するために、追加調査を行うべきである。</p>	<p>コウモリ類の調査地点は、採餌環境であると想定したヨシ群落を中心に設定しましたが、調査結果に示しましたとおり、現地調査では、これら以外の地点でも改変区域を含む広い範囲でコウモリの出現をに確認しております。調査地点にはミズナラ風衝林やトドマツ-ミズナラ群落に隣接している箇所もあり、樹林周辺の出現も把握できているものと考えております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
136	<p>コウモリ類の調査については、以下のように行い生息する種類や個体数など十分に把握して、バットストライク等への対応策の必要性について考慮して進めるべきと思います。</p> <p>1・調査計画の実施について</p> <p>事前調査は、以下のことを明らかにするために行われるべきである。すなわち、</p> <p>① 建設予定地とその周辺における生息種の把握</p> <p>② 生殖種の利用形態(出産ねぐら、集団越冬地、飛翔経路、採餌エリア、移動ルート)の把握</p> <p>③ 建設予定地とその周辺における生息種の活動量と季節・微気候条件(例えば風速、気温、降水量など)・時間帯と関連性の把握</p> <p>④ 計画された風車における、各種コウモリの年間出現時期とその空間分布(水平方向と垂直方向の両方で)の特定</p> <p>上記によって、事後モニタリングだけでなく、プロジェクトの中止、風車設置場所の変更、サイトに応じたフェザリング、高いカットインスピード、一時的な風車の回転停止を含む、コウモリの衝突死を防ぐための各種回避策や軽減策の設定が可能になる。</p> <p>コウモリ類は飛行するため、計画地(付帯施設、工事用・搬入道路を含む)の周囲1km以内を音声調査、周囲5km以内を捕獲調査範囲とそれぞれ定めるべきである。既存資料調査等においてコウモリ類の出産哺育地または越冬地などが確認された場合は、5km圏外においても調査対象とするべきである。調査期間は事前(建設前)の場合は2年間以上、事後(建設後)の場合は3年間以上とするべきである。</p>	<p>調査・予測・評価の手法については方法書手続きを経て決定しております。コウモリ類を含む哺乳類については、コウモリ類を始めとする北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富な専門家のご指導の下、現地調査を実施しており、その調査結果をふまえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしております。</p> <p>なお、国内ではコウモリ類への影響の程度や保全措置の効果については現状では明らかになっていない部分も多いものと認識しておりますが、事後調査によりコウモリの死体が多数確認された場合等においては専門家のご意見や最新の知見等も踏まえ、追加的な環境保全措置を検討いたします。</p>
137	<p>2. 現地調査について</p> <p>① 音声調査の実施について</p> <p>音声によるコウモリの活動量調査は、可能な限り既存施設を使用し、フルスペクトラム方式で記録できるバットディテクターを高所(好ましくはプレート回転範囲内)に設置して行い、少なくとも1カ月に1週間連続して一晩中継続した録音調査を1年以上は実施する。(いわゆる普通のバットディテクターではこの調査は不可能)</p> <p>20～30kHzの音声で飛行するコウモリ類(ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ヒメヒナコウモリ、キタクビワコウモリなど)はブレードによるバットストライクにより死亡する危険性が極めて高い。このためこれらのコウモリの音声記録された場合は、バットストライクの可能性を考慮したプロジェクトの中止、風車設置場所の変更、サイトに応じたフェザリング、高いカットインスピード、一時的な風車の回転停止を含む、コウモリの衝突死を防ぐための各種回避策や軽減策を考慮すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域に出現するコウモリ類は、その確認状況から、主にミズナラ風衝林やヨシ群落等の草地で採餌のために飛翔しているものと考えられることから、これらの植生からあまり離れず飛翔高度は比較的低くなるものと考えられるため、高空における音声調査は予定しておりません。現況調査の結果をふまえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
138	<p>② 捕獲調査</p> <p>植生や地形を中心に捕獲調査を行うこと。特に森林内に設置が計画された場合は、集中的な調査が必要で、捕獲調査(かすみ網およびハーブトラップ)による生息種と生息状況の確認、バットディテクターによる樹冠上の飛翔種の調査、場合によっては、捕獲された個体に発信器を装着してねぐらを探索するラジオテレメトリー法によって、樹木ねぐらを探索する調査を行う必要がある。さらに、周囲2kmを含む調査範囲において、日中、出産哺育、冬眠ねぐら等の探索を行うこと。出産哺育地や越冬地などの重要なねぐらについては、個体数変動などについての複数年にわたるモニタリングを行うこと。既存資料などで記録されているねぐら以外にも、発見されていない「潜在的なねぐら」を探索する必要がある。建設予定地に森林が隣接していえる場合は、未知の樹木ねぐらが多く存在している可能性があるため、出産哺育に利用されている潜在的な樹木ねぐらを特定するために、剥がれそうになった樹皮や樹洞のある樹木または立ち枯れ木(胸高直径25センチ以上と設定)の森林内での密度を測定、樹木ねぐらが多く存在するエリアを特定し、ねぐら候補木の前で日没後、目視とバットディテクターによって出巢確認調査を行うとある。</p> <p>捕獲の時期は調査地域におけるコウモリの活動期間を考慮して、2年以上活動期には月に1回以上実施することが重要である。捕獲された種は、種同定、年齢、性別、生殖状態、各体部の計測および写真撮影を行い、可能であれば標識を行い、速やかに放獣する。特に出産哺育期および越冬前期においてはコウモリ類へのディスタープに配慮した対処をする必要がある。</p>	<p>対象事業実施区域内はほとんどが平坦な草地であり、かすみ網等の設置に適したコウモリ類の通り道となる林道や河川がないこと、ブレードの高さを飛行中の個体の捕獲は不可能であることから、現況調査では捕獲調査を実施せず、バットディテクターを用いた調査により生息状況を確認することといたしました。ねぐら調査については、哺乳類全般を対象としたフィールドサイン調査として、樹洞内の確認、大きな枯葉の中に個体がないかなどの生息確認調査を実施しております。これらの現況調査の結果をふまえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしております。</p>
139	<p>かつて浜里地区で調査をした時にはコウモリの声をよく聴きましたが、未だこの場所のコウモリ相は未解明な部分も多く、分散能力の高い種などは他地域から飛来したりしている可能性もあります。この地がいつまでも彼らにとって住みよい場所であることを望みます。</p>	<p>コウモリ類の生息はバットディテクターを用いた現地調査で確認されております。コウモリ類を含む哺乳類については、改変面積の最小化やライトアップの不使用等、影響を低減するための環境保全措置を講じる所存です。</p>
140	<p>調査は、コウモリ類の生態に詳しい専門家の指導の下に行うこと。</p> <p>調査は、コウモリ類の生態調査に熟練した人物を多く集団で実施すべきである。</p>	<p>現地調査については、北海道の哺乳類の生息状況に関する知識と経験が豊富であり、北海道のコウモリ類についても研究実績がある専門家にご指導を頂いております。また、調査は、北海道の野生動物に精通した調査員により実施しております。</p>
141	<p>春・秋と渡り鳥が多い地域ですので対策を十分取ってほしいと思います。</p>	<p>鳥類への配慮は本事業における重要課題の一つと考えております。風力発電機の配置検討にあたっては、鳥類への影響を事前予測した上で、配置計画の見直しを行いました。現地調査についても、猛禽類や渡り鳥を対象とした調査を2年間実施し、十分なデータの収集に努めました。また、鳥類への影響を回避・低減するための環境保全措置を行う予定です。これらの配慮により、事業による鳥類への影響を可能な限り回避・低減いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
142	<p>風車による鳥類への影響は、衝突だけ配慮すればよい訳ではない。衝突による影響を避ければよいとした場合、風車を避けて飛翔する傾向のある鳥類が、どれだけ高頻度で利用していても、風車の建設が可能という評価になる。しかし、道北7事業における経済産業大臣意見では、風車を避けるとされているガン・ハクチョウ類が高頻度で利用する地域の風車の建設は「とりやめ」との評価だった。浜里においても、高頻度利用地域での風車の建設は避けるという考え方が重要である。</p>	<p>本事業においては、ガン類・ハクチョウ類の主要な移動ルートは内陸側のサロベツ原野であるため、ほとんどの群れはルートの変化は生じないものと考えています。海上を移動する一部の群れについて対象事業実施区域を迂回すると予測しておりますが、現状で風車よりも高い高度の飛翔も見られるため垂直方向の迂回も十分可能と予測されます。なお、予測には不確実性を伴うため、渡り鳥の行動変化については、事後調査により確認いたします。</p>
143	<p>当地域周辺には、オジロワシの営巣地が複数存在する。繁殖個体は、数か月間巣の周辺を重点的に利用する。渡り個体が一時的に滞在するよりも確実に高頻度に利用されており、調査回数が少なく不十分なことから、安全面を考慮して、行動圏のうちすべての範囲内の風車建設を避けるべきである。</p> <p>オジロワシ・オオワシが渡り鳥として、春と秋の利用頻度が評価されているが、両種は冬鳥として当地域で越冬するため、魚類や海獣等の海岸漂着物が重要な餌となる。このため冬季の利用状況も含めて評価することが不可欠であり、秋から春までの期間のデータを用いて再評価すべきである。漂着があった場合、多くの海ワシが集まり周辺の利用頻度が高くなることが明らかになっている。事業地では全域に海岸に餌が漂着する可能性があり、利用頻度が高くなる可能性があることから、事業地内の風車の建設は避けるべきである。</p> <p>環境影響評価では、海ワシ類は風車を避けるとしているが、その根拠を示すべきである。たとえ避けたとしても、高頻度に利用される場所では、移動阻害による影響が大きくなるため、風車の建設を避けるべきである。</p>	<p>行動圏には非利用部分も含まれており、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年、環境省)では、環境保全措置は「営巣中心域」「高利用域」「採食地」を中心に検討することとされていることから、この考え方も踏まえ、配置検討については高利用域を対象に検討しております。</p> <p>渡り鳥調査では春と秋の移動期に注目して調査、予測評価を行いました。これとは別に希少猛禽類調査を周年実施しており、種としてのオジロワシ、オオワシについては、冬季を含めた周年の調査結果を基に予測評価を行っております。</p> <p>海ワシ類による風力発電機の回避については「平成23年度 海ワシ類における風力発電施設に係るバードストライク防止策検討委託業務 報告書」(環境省平成24年)などに検証がございますので、これらの文献も踏まえ予測しております。</p>
144	<p>チュウヒは、事業地内を主要な餌場として高頻度で利用しているため、利用頻度を評価するべきである。風車の衝突の危険度に留まらず、高頻度で利用している場合には障壁影響が大きくなるために、風車の建設を避けるべきである。</p>	<p>チュウヒは、既設風力発電施設付近にも出現し、採餌を行っていることから、本事業の供用後も付近を餌場として利用できると考えられます。チュウヒの採餌飛翔の高度は多くがブレード回転域よりも低いことから、接触の可能性は低いと考えております。</p>
145	<p>ガン類の渡り調査結果のうち、ベンケ沼に入る個体と、ベンケ沼から東側に向かいすぐに着陸した個体は渡りではなく、中継地と採餌場所との往復の行動である可能性が高いため、これらの記録を外したうえで利用頻度を再計算し、影響を再評価すべきである。</p> <p>ハクチョウ類は、事業地を高頻度で利用しているため、建設を避けるべきである。環境影響評価では、ガン・ハクチョウ類は風車を避けるとしているが、その根拠を示すべきである。たとえ避けたとしても、高頻度で利用される場所では移動阻害による影響が大きくなるため、風車の建設を避けるべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、ベンケ沼周辺では餌場と沼を往来する個体が確認されておりますが、予測評価は季節移動の経路を対象にしておりますので、沼と餌場との往来は影響していません。</p> <p>現地調査において、南下するガン類が隣接する既設風力発電施設上空を避け、その北側あるいは南側から海上に出る動きが確認されましたので、本事業についても、施設全体を迂回するものと予測しております。</p> <p>また、ハクチョウ類の対象事業実施区域内における出現は上空通過のみであり、区域内を餌場・休息場所として利用する様子は確認されませんでした。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
146	<p>事業地内または周辺で特別天然記念物のタンチョウの採餌や飛翔が確認されている。タンチョウは今後サロベツでも繁殖数が増加することが予想されており、事業地内においても利用範囲が今後拡大する可能性がある、調査を継続することにより、影響が増大しないか監視する必要がある。</p>	<p>対象事業実施の北部（区域外）では比較的多く出現しているものの、区域内ではタンチョウの確認は少なく、特定の場所を集中して利用する様子は確認されていないことから、事業による影響は小さいと予測しております。施設供用後に風力発電機の近傍でタンチョウが採餌等のために飛来する様子が集中して確認された場合は、専門家のご意見も踏まえて出現状況に応じた保全措置を検討いたします。</p>
147	<p>宗谷地方は、日本とロシアとの間を渡る小鳥類の主要な国際的渡り経路となっている。近隣の地域の事例を見ると、浜里は海岸沿いに位置するため、多くの小鳥が特に秋に渡っていることが予測される。普通種であっても、個体数が多ければ、衝突や移動阻害などの大きな影響が懸念されるため、その影響をレーダー調査等によって評価すべきである。</p>	<p>渡り鳥調査においては小鳥類も調査、予測評価の対象としております。レーダー調査については、範囲等の制約があることから、広範囲における情報を網羅的に把握するため目視による観察を基本としております。</p>
148	<p>道北7事業による多くの風車の建設により、風車を避けることによりこれまで内陸を通過していたガン・ハクチョウ類の渡り個体が、最悪の場合、海岸に集中して渡り、影響が増大する恐れがある。このため、累積的評価の対象を、勇知に限らずに、道北7事業全体と宗谷丘陵の事業、他事業者の事業を含めて行うべきである。</p>	<p>累積的影響の評価対象は、準備書第8章に記載した通り、対象事業実施区域との位置関係や工事用資材等の搬入経路等から選定しております。なお、近傍で計画中の他事業者の事業については、風力発電機の配置や諸元が明らかとなった段階で検討します。</p>
149	<p>資料編3-1 昆虫類確認種一覧において、表題に「一欄」の語句が使用されているが、その理由を示すこと。また、確認種一覧において不明種(科・亜科・属 sp. 等)の記載は再現性がないため意味がない。従って記載しないこと。</p>	<p>『一欄』は『一覧』の誤植でしたので評価書にて修正いたします。</p> <p>種の表記については専門家に確認をいただいております。種名まで同定できなかった場合も、科、亜科、属 sp. 等として表記しております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
150	<p>海岸線から、1km以内に2列に建てる計画のようですが、海岸線から近いので、漁業への影響が心配になります。</p> <p>石狩市厚田区望来にエコ・パワー株式会社の建てた2基(450kW×2基)の風車が、海岸線から、300mのところにあります。この風車について、漁組の方が「望来の風車の近辺で、いぜんはニシンが獲れたが、今はあまりとれない。風の乱れ、空気の乱れが影響しているのでは、と感じられる。海のこと調べてほしい。昔前にかかりの風車があるが、以前あそこもニシンが獲れたが最近では獲れない。厚田はニシンやハタハタの産卵場所で、被害が漁業者にあるのはよくない。自然への影響、人への影響を調査したとあったが、海への影響も調べてほしい。」(2013年8月7日、厚田市民風力発電説明会)と言っていました。</p> <p>「あつたふるさとの森」森づくりの方針(平成26年5月石狩市)の18ページに、参考資料(議事録要約版)が載っていて、「第3回あつたふるさとの森取組方針検討会」(平成25年8月29日)〈風力発電の取組について〉で、同じ内容の漁組の方の発言が記されています。</p> <p>2014年12月に厚田区小谷に海から1300mのところの株式会社厚田市民風力発電が2000kW(ローター径約100m)の風車2基を建てると、前年まで毎年のように厚田区小谷で見られた群来(ニシンの産卵で沿岸が乳白色になる)が2年ほど小谷地区をまるで避けるように別の場所に現れている。海辺近くに、3600kWの風車群を建てることは、海の生物に影響があるのではと、心配です。騒音・超低周波音ならびに、地面を伝わる振動について、野生生物、水生生物に与える影響は甚大だと思います。漁業への影響などが不明なままでこの事業を続けることは、やめてください。海への影響などきちんと調べないのであれば、この事業はやめてください。</p>	<p>陸上風力発電事業における供用時の風や空気の乱れ、騒音・超低周波音や振動が海中の魚類の生息状況に悪影響を及ぼすという知見は当方では確認しておりません。陸上よりも事業影響が及びやすいと考えられる洋上風力発電事業においても同様です。今回頂戴したご意見については、今後、同種又は類似の事例が得られるか、注意深く情報収集に努めます。</p>

5. 植物

No.	意見の概要	事業者の見解
151	<p>道北7事業では、新たな林道を造成して建設する部分の風車を取りやめになった例がある。工事用道路・取り付け道路は既存のものを利用し、自然林や草草が残存している箇所新たな道路を設置することは避けるべきである。</p>	<p>本事業の工事用道路の検討にあたっては、地形条件や植生条件を踏まえた上で、可能な限り既存の作業道を活用することで改変の最小化に努めます。</p>
152	<p>①過去において、湿地、湿原、干潟、砂浜などは生産性の低い土地として「開発」の名のもとに農地や牧地、工業用地などに改編させられてきた経緯があった。しかし、これらの土地の、自然界における生態的な重要性への認識が高まるにつれて、例えば釧路湿原の「再生」事業に見られるように(問題点や不徹底さを含みながら)自然回帰への試みが始まったことは当然のことであると言える。そこで表記「(仮称)浜里風力発電事業(以下「本事業」と記す)」が影響を与えるであろうと思われる湿地(後背湿地。湖沼群を含む)、湿原、砂丘の生態学的な重要性について、貴社がどのような認識を持っているかをお聞きしたい。</p> <p>②①に関わって、貴社が湿地等の生態学的な重要性を認めているならば、その保全に関して具体的にどのような対策を取ろうとしているのかをお聞きしたい。ただし、この対策は通り一遍の抽象的なものでなく、一本の道路ごと、一区画の風車建設地ごとで破壊される自然に関する具体的なかつ精密な見通しを述べていただきたい。</p> <p>③風車の設置予定箇所の地質条件などは、ほとんど述べられていないに等しいが、常識的に考えても沼の中であるはずもなく砂丘上であることが予想される。ところでその砂丘上こそ生育する植物にとっては厳しい環境であり、ギリギリの脆弱なバランスの上で植生が成立している。そのような脆弱な植性を保護することは極めて重要なことと考えるが、その保護のための対策を具体的に示していただきたい。</p>	<p>①本事業の対象事業実施区域及びその周囲には、湿地や湿原、砂丘等の動植物の多様な生息生育場所が分布しているものと認識しております。一方で、対象事業実施区域内については、昭和年代の一時期まで小中学校を含む集落が存在しており、砂利採取事業については現在も広く進められているなど、植被を含む地表部の改変が顕著にみられる場所でもあると認識しております。</p> <p>②③以上のように、対象事業実施区域は広く地表部が改変を受けていることから、風力発電機の配置検討に当たり、事前予測による配置計画の見直しにより、対象事業実施区域の自然度の高い植生であるエゾマツ・トドマツ群落、ミズナラ群落(海岸風衝型)、トドマツ・ミズナラ群落を伐採して設置する必要があったアクセス路の配置を変更し、当該群落の改変を回避または低減しました。</p> <p>また、地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめるとともに、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は地盤の状況に応じた適切な緑化を行い、植生の早期回復を図ることとしています。</p> <p>以上の他、造成工事に当たっては、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、仮設の沈砂池等濁水対策工を実施し、重要な植物種の基盤環境への影響を低減することにしております。</p>

6. 景観等

No.	意見の概要	事業者の見解
153	<p>国立公園である下サロベツ湿原の中核となる幌延ビジターセンターや、そこから伸びる下沼、小沼、パンケ沼までの3 kmの木道やパンケ沼から西側を眺めると、人工物がなにもない湿原と砂丘林、利尻富士が見える景観が広がっている。このなにもない景観は、サロベツ湿原を代表するものであり、実際にそれを目的に毎年多くの来訪者が訪れ、リピーターも多い。特にパンケ沼は、全国規模で行われた環境フォトコンテスト2015で最優秀賞が出るほど夕日が有名な場所であり、毎年カメラマンによる夕日撮影ツアーが開催されている。この景観の中に一つでも人工物が建設されると、その良さが大きく損なわれ、国立公園としての資質が大きく損なわれる。加えて、関連するエコツアーを行うための観光資源にも大きく影響を及ぼすことが懸念される。このため、風車の建設は避けるべきである。</p>	<p>幌延ビジターセンターやパンケ沼線の展望デッキ、パンケ沼園地を眺望点として利尻山や稚咲内海岸、サロベツ原野を眺望した場合、本事業の風力発電機の一部が視認される場合があると予測しています。</p> <p>そのため本事業においては、配慮書への環境大臣意見、経済産業大臣意見を踏まえ、景観に係る配慮として、幌延ビジターセンターからの眺望景観において利尻山のスカイラインを切断しないよう配置見直しを実施（6基の設置取りやめ）しました。また、幌延ビジターセンターやパンケ沼園地から眺望する風力発電機の垂直見込み角は1.4～2.4°であり、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）において「環境融和塗色が施されていれば殆ど気にならない」とされる垂直見込み角であることを踏まえ、風力発電機の手前に現れる砂丘林やサロベツ原野、背景となる利尻山に馴染むよう彩度を抑えた塗色とする方針です。</p>
154	<p>風車の景観は、観光資源になると準備書に記載されているが、すでに音類風力発電所があるため、観光資源としては十分機能しており、新たなものは必要ない。これまでは風車が珍しかったため、観光資源となり得たが、多くの風車の建設計画がある中で、今後も観光資源と成り得るか疑問であり、幌延ビジターセンター方面からのサロベツの景観や、海岸から海岸砂丘林を眺める場合に、むしろ大きな支障となり、全体的には利点にならないことが懸念される。このため、建設を避けるべきである。</p> <p>幌延町で開催された地元や周辺市町村向けの観光祭りで調査したアンケート結果を引用して、風車が観光資源と成り得ると結論付けていたが、地元の人が考える観光資源と遠くから来る人が考える観光資源は異なると考えられる。幌延町には国立公園があることから、全国から訪れる観光客にとって何が魅力かわかるように、遠くから多くの人が訪れる場所を選んで調査地としたアンケート結果を利用すべきである。サロベツは、豊富町と幌延町で隣接しており、中核となるサロベツ湿原センターの木道からも音類風力発電所の風車が視認できる。豊富に近い浜里でより大きな風車が建設されれば、なにもない高層湿原が魅力である景観が損なわれ、同様に豊富町にとっても観光資源として大きく損なわれることが懸念される。このため、風車の建設を避けるべきである。</p>	<p>準備書の当該箇所については、町外から幌延町に訪れている旅行者等や町民が、既設の風力発電施設に対してどのような意識を持っているかを明らかにし、本事業の計画に反映させることを目的として引用しております。これは景観の専門家からも、景観については地域住民等の意見を踏まえた計画とすることが重要との助言も踏まえたものです。</p> <p>本事業においては、幌延町が実施したアンケートの結果、オトンレイ風力発電所が町民に親しまれた景観となっている点等も踏まえ、地域の観光施設やドライブコースとしても紹介されている近傍のオトンレイ風力発電所の風車群とも調和を図った南北配列としました。</p> <p>対象事業実施区域の周辺には、利尻山のほか、サロベツ原野や稚咲内海岸といった景観資源が位置しておりますので、配置計画のほか、風力発電機の背景等となる景観資源に馴染むよう彩度を抑えた塗色とする方針です。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
155	<p>景観の配慮案として、幌延ビジターセンターから利尻富士と風車が重なる部分の風車建設をとりやめにした案が提示された。しかし、利尻富士を撮影する場合、利尻富士そのものだけでなく、周りの景観を含めて撮影するのが一般的である。フォトモンタージュでは裾野に風車がかかっているため、写真に写ることなどから、この対応は景観の配慮としては不十分である。また、その周りの砂丘林上も、スカイラインより上に風車が飛び出る形になっている。ここの景観は、利尻富士と砂丘林、サロベツ湿原が一体となって初めて価値があるものであり、風車の存在は景観に対する悪影響が著しい。このため風車の建設を避けるべきである。</p>	<p>本事業においては、配慮書への環境大臣意見、経済産業大臣意見を踏まえ、景観に係る配慮として、幌延ビジターセンターからの眺望景観において利尻山のスカイラインを切断しないよう配置見直しを実施（6基の設置取りやめ）しました。</p> <p>その上で、設置する風力発電施設については、周囲に位置するサロベツ原野や稚咲内海岸（砂丘林）等の景観資源に馴染むよう彩度を抑えた塗色とする方針です。</p>
156	<p>海岸から見た場合、利尻富士側だけでなく、砂丘林側の人工物が見えない景観も重要である。景観調査では、利尻富士だけが景観の評価対象になっているが、内陸側を眺めた場合に、風車の存在は国立公園である海岸砂丘林の景観を著しく損なうものであり、その大きさから圧迫感もある。また、風景は調査地点に限らず、車窓から豊富町との境界までずっと続くものである。このため、風車の建設を避けるべきである。</p>	<p>稚咲内海岸に位置する主要な眺望点としては、稚咲内園地、北緯 45 度モニュメント、サロベツ原野駐車公園を挙げることができます。</p> <p>「稚咲内園地」を眺望点とした場合、7 基の風力発電機が垂直見込角 1 度以上で視認されますが、最大は 1.3 度であり、砂丘林への介入は殆ど視認されません。</p> <p>「北緯 45 度モニュメント」については、各種 HP で紹介されている同モニュメントの写真や実際にモニュメントを見に来た方の行動を見る限り、モニュメントを見に来た方は、モニュメントの正面に位置し、周辺の景観資源である稚咲内海岸や利尻山を含めて眺望していますので、道道 106 号よりも海岸側が主要な眺望方向であると考えております。また、道道 106 号を挟んでモニュメントの反対方向を眺望する場合についても、本事業の風力発電機については、可能な限り道道 106 号と離隔を確保して配置しており、垂直見込角の大きさから来る圧迫感等の影響を低減するよう努めております。</p> <p>「サロベツ原野駐車公園」を眺望点とした場合、既設のオトンレイ風力発電所と一体的に視認されることとなりますが、本事業の風力発電機については、オトンレイ風力発電所の遠方に位置していることもあり、砂丘林への介入は殆ど視認されません。</p> <p>以上のように、稚咲内海岸は対象事業実施区域を含む南北方向に広く分布していることから、海岸側から砂丘林方向の見え方に影響を与える範囲は限定的であると考えています。</p> <p>また、本事業の風力発電機が周囲の環境に馴染みやすいように彩度を抑えた塗装とするなどの環境保全措置を講じて、事業影響の低減を図ります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
157	<p>サロベツの自然を観ながらの町から町への健康活動のお志事。</p> <p>辛いときにはこの景色に癒してもらい、いつもエネルギーをもらいます。</p> <p>ありのままの自然が、地球にも人にも健康の源。どうか守られますように。</p>	<p>景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）等も踏まえ、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。</p>
158	<p>バードストライクへの配慮は当然のことですが、パンケ沼から観る利尻富士の景観が失われることのない様をお願いします。</p>	<p>鳥類への影響については、現地調査をふまえ、影響が大きいと考えられる場所は回避する計画としております。</p> <p>景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。</p>
159	<p>サロベツの自然が好きです。</p> <p>今以上に景観を崩さないようにして頂きたいと思えます。</p>	<p>景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）等も踏まえ、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。</p>
160	<p>自然の景観や野鳥への配慮を考えてください。</p>	<p>景観や鳥類への配慮は本事業における重要課題と考えております。風力発電機の配置検討にあたっては、景観、鳥類への影響を事前予測した上で、配置計画の見直しを行い、影響の回避・低減に努めました。</p>
161	<p>この景観の中に風車はふさわしくありません。</p>	<p>景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）等も踏まえ、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。</p>
162	<p>北海道海岸線一周を夫婦で歩いています。利尻岳をのぞむサロベツ原野の雄大な自然そのままの景観に息を呑みました。そのまま残してほしいです。よろしく。</p>	<p>景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけました。また、予測評価においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）等も踏まえ、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
163	何者にも変えがたい景観という資産を、私益のために失いたくありません。	景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）等も踏まえ、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
164	良いものや景色は、残す。あの時あーすれば良かったでは遅いんです。	景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）等も踏まえ、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
165	私は神奈川県に住む学生です。3年前に初めてサロベツを訪れた際に最も印象的だったことは見渡す限り人工物の見えない“何もない”景色でした。何もない景色の中をよく観察してみると、希少な湿原植物や鳥や爬虫類などたくさんの生物が棲んでいることがわかり、サロベツのことが大好きになりました。オロロンラインを通った際に、海岸線沿いに並ぶ風車を見ました。水平線と真っ直ぐな道と風車の続く景色はとても綺麗でした。しかし私の思うサロベツの一番の魅力は、見渡す限り何もない自然の景観であり、そこに人工物は一切必要ありません。近代化が進む現代において見渡す限り人工物の見えない何もない美しい景観はサロベツだけではなく、日本にとっても宝の一つだと思います。サロベツの一番の魅力である人工物の見えない何もない景観を次世代に残して欲しいと願っています。	景観については、隣接する風力発電所の風車が客観的にどのような受け止め方をされているのかの把握に努めたうえで、本事業の風車も調和が図れるような配置を心がけ、更には、配置見直しにより一部風車の設置取り止めも行いました。また、予測評価においては、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省）等も踏まえ、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。

No.	意見の概要	事業者の見解
166	<p>風力発電の重要性は理解していますが、風車の建設によりパンケ沼からの湿原や利尻富士の眺望など景観を損う恐れが予測されること。</p> <p>更にラムサール条約登録湿地に近くガンカモ類やワシ類の渡り経路とも考えられ、影響が懸念される。</p> <p>これらを十分に検証された上で事業を展開されるよう望みます。</p> <p>合わせて、本事業そのものの再考を望みます。</p>	<p>パンケ沼園地を眺望点としてパンケ沼を望む場合、パンケ沼の水面に風力発電機の一部が視認されるものと予測していますが、パンケ沼園地からの本事業の風力発電機の垂直見込み角は、最大で2.1°であり、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会）において「環境融和塗色が施されていれば殆ど気にならない」とされる垂直見込み角であることを踏まえ、背景に馴染むよう彩度を抑えた塗色とする方針です。また、パンケ沼園地を眺望点として利尻山を望む場合、本事業の風力発電機による利尻山のスカイライン切断を回避しております。</p> <p>一方、渡り鳥につきましては、ガン類・ハクチョウ類、海ワシ類それぞれについて春・秋の渡り鳥調査を実施し、その結果に基づいて事業による大きな影響は生じないと予測しております。なお、鳥類の予測については不確実性を伴うものと考えておりますので、事後調査により稼働後の状況を確認し、その結果重大な影響が懸念される場合には、追加的な保全措置保全措置を検討致します</p>

日刊新聞紙による公告

北海道新聞 (平成 28 年 12 月 22 日 (木) 朝刊 27 面)

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)浜里風力発電事業の環境影響評価準備書(以下「準備書」といふ)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社道北エナジー
代表取締役 坂本元靖
所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505番地19

◆準備書の縦覧
(仮称)浜里風力発電事業 環境影響評価準備書
公表の場所 幌延町役場、豊富町役場、天塩町役場、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
縦覧期間 平成28年12月22日(木)から平成29年1月26日(木)迄
縦覧時間 開庁日の午前9時から午後5時まで
電子縦覧 <http://eet-development.com/hanasato/>
(開庁時間に準ずる)

◆準備書説明会の開催
第1回 豊富町 定住支援センター(天塩郡豊富町東1条6丁目) 平成29年1月12日 午後1時
第2回 幌延町 国際交流施設(天塩郡幌延町宮園1-8) 平成29年1月12日 午後6時
第3回 天塩町 社会福祉会館(天塩郡天塩町海岸通5丁目) 平成29年1月13日 午後1時

◆対象事業の概要
●対象事業名称 (仮称)浜里風力発電事業
●対象事業実施区域 天塩郡幌延町
●対象事業の種類 風力発電所設置事業
●対象事業規模 発電所出力:最大61,200kW(3,000kW級の風力発電機を17基設置)
●関係地域 天塩郡幌延町、天塩郡豊富町及び天塩郡天塩町

◆意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法 氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出/提出期間:平成28年12月22日(木)から平成29年2月9日(木)まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先
提出期間:平成28年12月22日(木)から平成29年2月9日(木)迄
098166642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
株式会社道北エナジー (担当:井波、掛川) 0162736269

日刊宗谷 (平成 28 年 12 月 22 日 (木) 朝刊 2 面)

環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書の縦覧・説明会について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)浜里風力発電事業の環境影響評価準備書(以下「準備書」といふ)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社道北エナジー
代表取締役 坂本元靖
所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505番地19

◆準備書の縦覧
(仮称)浜里風力発電事業 環境影響評価準備書
公表の場所 幌延町役場、豊富町役場、天塩町役場、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課/縦覧期間:平成28年12月22日(木)から平成29年1月26日(木)まで/縦覧時間:開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)/電子縦覧: <http://eet-development.com/hanasato/>

◆準備書説明会の開催
●事業名称 (仮称)浜里風力発電事業
●対象事業実施区域 天塩郡幌延町
●対象事業の種類 風力発電所設置事業
●対象事業規模 発電所出力:最大61,200kW(3,000kW級の風力発電機を17基設置)
●関係地域 天塩郡幌延町、天塩郡豊富町及び天塩郡天塩町

◆意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法 氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出/提出期間:平成28年12月22日(木)から平成29年2月9日(木)まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先
098166642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19 株式会社道北エナジー
0162736269 担当:井波、掛川

日刊宗谷 (平成 28 年 12 月 23 日 (金) 朝刊 2 面)

※平成 28 年 12 月 22 日(木)の上記公告記事に、(株)宗谷新聞社による誤植がみつかったため、翌日の新聞に訂正原稿が掲載された。

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)浜里風力発電事業の環境影響評価準備書(以下「準備書」といふ)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社道北エナジー
代表取締役 坂本元靖
所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505番地19

◆準備書の縦覧
(仮称)浜里風力発電事業 環境影響評価準備書
公表の場所 幌延町役場、豊富町役場、天塩町役場、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課/縦覧期間:平成28年12月22日(木)から平成29年1月26日(木)まで/縦覧時間:開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)/電子縦覧: <http://eet-development.com/hanasato/>

◆準備書説明会の開催
第1回 豊富町 定住支援センター(天塩郡豊富町東1条6丁目) 平成29年1月12日 午後1時
第2回 幌延町 国際交流施設(天塩郡幌延町宮園1-8) 平成29年1月12日 午後6時
第3回 天塩町 社会福祉会館(天塩郡天塩町海岸通5丁目) 平成29年1月13日 午後1時

◆対象事業の概要
●対象事業名称 (仮称)浜里風力発電事業
●対象事業実施区域 天塩郡幌延町
●対象事業の種類 風力発電所設置事業
●対象事業規模 発電所出力:最大61,200kW(3,000kW級の風力発電機を17基設置)
●関係地域 天塩郡幌延町、天塩郡豊富町及び天塩郡天塩町

◆意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
提出方法 氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出/提出期間:平成28年12月22日(木)から平成29年2月9日(木)まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先
098166642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19 株式会社道北エナジー
0162736269 担当:井波、掛川

22日掲載の(株)道北エナジー様広告にて誤りがございましたので再掲載いたします。訂正してお詫び申し上げます。

株式会社 宗谷新聞社 営業部

環境影響評価準備書の

縦覧・説明会について（公告）

環境影響評価法に基づき、（仮称）浜里風力発電事業の環境影響評価準備書（以下、「準備書」という）の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社道北エナジー

代表者 代表取締役 坂本元晴

所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

◆準備書の縦覧
（仮称）浜里風力発電事業 環境影響評価準備書

公表の場所・幌延町役場、豊富町役場、天塩町役場、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課／縦覧期間・平成28年12月22日（木）から平成29年1月26日（木）まで
／縦覧時間・開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）／電子縦覧：<http://ech-development.com/hamasato/>

◆準備書説明会の開催

第1回 豊富町 定住支援センター（天塩郡豊富町東1条6丁目）

平成29年1月12日 午後1時
第2回 幌延町 国際交流施設（天塩郡幌延町宮園町1-8）

平成29年1月12日 午後6時
第3回 天塩町 社会福祉会館（天塩郡天塩町海岸通5丁目）

平成29年1月13日 午後1時

◆対象事業の概要

・事業名称…（仮称）浜里風力発電事業

・対象事業実施区域…天塩郡幌延町

・対象事業の種類…風力発電所設置事業

・対象事業規模…発電所出力…最大61,200kW（300kW級の風力発電機を17基設置）

・関係地域…天塩郡幌延町、天塩郡豊富町及び天塩郡天塩町

◆意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法…氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出／提出期間…平成28年12月22日（木）から平成29年2月9日（木）まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

株式会社道北エナジー

TEL 0162736269

担当…井波、掛川

インターネットによる「お知らせ」
(幌延町のホームページ)



HOME ホーム まちの紹介 まちの観光 町政情報 防災情報 役場の仕事

暮らしの情報
医療・健康
まちづくり町民参加
まちの財政
まちの産業
広報ほろのべ
幌延町例規類集
各様式ダウンロード
幌延町議会
教育委員会

ホーム ＊ 役場担当部署一覧 ＊ 産業振興課 ＊ (仮称) 浜里風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

(仮称) 浜里風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、(仮称) 浜里風力発電事業環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について公表します。

◆事業者の名称
稚内市大字声間村字下声間1505番地19
株式会社道北エナジー (代表者: 代表取締役 坂本元晴)

◆準備書の縦覧
(仮称) 浜里風力発電事業

縦覧場所
【幌延町】 幌延町役場産業振興課
【豊富町】 豊富町役場
【天塩町】 天塩町役場
【稚内市】 宗谷総合振興局環境生活課

縦覧期間: 平成28年12月22日 (木) から平成29年1月26日 (木) まで
縦覧時間: 開庁日の午前9時から午後5時まで

◆準備書説明会
【第1回】 豊富町: 定住支援センター 平成29年1月12日午後1時から
【第2回】 幌延町: 国際交流施設 平成29年1月12日午後6時から
【第3回】 天塩町: 社会福祉会館 平成29年1月13日午後1時から

◆意見書の提出
準備書について、環境保全の見地から意見を書面で提出することができます。
◆意見書の提出先及び問い合わせ先
〒098-6644 稚内市大字宗谷村字増幌1086番地
株式会社道北エナジー (電話番号: 0162-26-2641 担当: 井波、掛川)

【詳細版】 環境影響評価準備書の公表について (PDF: 72.0KB)

問い合わせ先・担当窓口

産業振興課

メールアドレス: sangyoshinko@town.horonobe.hokkaido.jp
電話番号: 01632-5-1113
ファックス: 01632-5-2971

最終更新日: 2016年12月22日
発信元: 産業振興課

- メールアドレス: sangyoshinko@town.horonobe.hokkaido.jp
- 電話番号: 01632-5-1113
- ファックス: 01632-5-2971

豊富・幌延 電子版
ガイドブック
日本語 / English
中国 (繁体) / 中国 (简体)

「幌延ファン」大募集
ふるさと納税

地域おこし協力隊
幌延町の魅力発信中!
「BaseTown」

サイトについて リンクについて

幌延町役場 (法人番号8000020015202) 郵便番号: 098-3207 住所: 北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1 電話: 01632-5-1111 ファックス: 01632-5-2971 ©2011~ 幌延町 All Right Reserved.

インターネットによる「お知らせ」 (豊富町のホームページ)

北海道豊富町

文字サイズ 大 小
 背景 黒 白
 リセット

言語を選択 ▼

HOME
豊富町について
町民のかたへ
事業者のかたへ
ようこそ豊富町へ
各課の窓口

ホーム
|
各課の窓口
|
商工観光課
|
鉱山保安係
|
環境影響評価準備書の縦覧・説明会について

とよみ動画チャンネル

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について

とよみパノラマVR映像

❖ 1. 事業者の名称

名称：株式会社道北エナジー
 代表者：代表取締役 坂本 元靖
 所在地：北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

豊富町ふるさと応援寄附

❖ 2. 準備書の縦覧

場所：豊富町役場1階ロビー
 期間：平成28年12月22日（木曜日）から平成29年1月26日（木曜日）まで
 時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

サロベツ時間

❖ 3. 電子縦覧URL

[▶ \(仮称\) 浜里風力発電事業環境影響評価準備書](#)

施設利用案内

❖ 4. 準備書説明会の開催

日時：平成29年1月12日（木曜日） 午後1時から
 場所：豊富町 定住支援センター（豊富町東1条6丁目）

申請書ダウンロード

❖ 5. 対象事業の概要

事業名称：（仮称）浜里風力発電事業
 対象事業実施区域：天塩郡幌延町
 対象事業の種類：風力発電所設置事業
 対象事業規模：発電所出力 最大61,200kW（3,000kW級の風力発電機を17基設置）
 関係地域：天塩郡幌延町、天塩郡豊富町及び天塩郡天塩町

広報とよみ

❖ 6. 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出。

提出期間：平成28年12月22日（木曜日）から平成29年2月9日（木曜日）まで

豊富町国民健康保険病院

❖ 6. 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出。

提出期間：平成28年12月22日（木曜日）から平成29年2月9日（木曜日）まで

議会事務局

❖ 6. 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出。

提出期間：平成28年12月22日（木曜日）から平成29年2月9日（木曜日）まで

暮らしの便利帳

❖ 6. 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出。

提出期間：平成28年12月22日（木曜日）から平成29年2月9日（木曜日）まで

町民カレンダー

❖ 6. 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出。

提出期間：平成28年12月22日（木曜日）から平成29年2月9日（木曜日）まで

7. 意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
株式会社道北エナジー
TEL 0162-73-6269 担当：伊波、掛川

お問い合わせ・担当窓口

◆ 商工観光課 鉱山保安係

- 住所：郵便番号098-4110 北海道天塩郡豊富町大通6丁目
- 電話番号：0162-82-1001（内線 253番）
- ファクシミリ：0162-82-2806
- メール：syoukougankouka@town.toyotomi.hokkaido.jp

情報発信元：商工観光課 鉱山保安係

最終更新日：2016年12月22日

電話番号：0162-82-1001（内線 253番） ファクシミリ：0162-82-2806
メール：syoukougankouka@town.toyotomi.hokkaido.jp

商工観光課／鉱山保安係

[環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の縦覧、電子縦覧について](#) |
[環境影響評価準備書の縦覧・説明会について](#) | [一村一炭素おとし事業計画について](#) |
[天然ガスコージェネレーションシステムが完成](#) |



[サイトについて](#) | [リンク集](#) | [サイトマップ](#)

豊富町役場 郵便番号：098-4110 北海道天塩郡豊富町大通6丁目 電話番号：0162-82-1001 ファクシミリ：0162-82-2806 © 2015 TOWN TOYOTOMI

インターネットによる「お知らせ」 (天塩町のホームページ)



Hokkaido teshio town official website.

[サイトマップ](#)
[お問合せ](#)


[天塩町の紹介](#)
[天塩町ふるさと応援寄附](#)
[天塩町の産業](#)
[くらしの情報](#)
[税金・年金・国保](#)
[健康と福祉](#)
[町のしくみ・しごと](#)
[公共施設等の案内](#)
[天塩町の教育](#)
[天塩町議会](#)
[天塩町選挙管理委員会](#)
[地方創生総合戦略](#)
[入札・契約情報](#)
[サイトマップ](#)
[リンク集](#)
[お問合せ](#)

防災無線フリーダイヤル

防災無線が聞き取りにくい場合、録音音声により固定電話・携帯電話から利用できます。ただし、1時間以内での対応となっております。


0800-800-1545
(通話料無料)

混み合っている場合は、時間を置いて再度おかけ直してください。

天塩町の人口

人口	3,217人	(-12)
男	1,606人	(-9)
女	1,611人	(-3)
世帯数	1,578世帯	(-7)
	平成28年11月末現在	

[北海道天塩町](#) > [新着情報](#) > [環境影響評価準備書の縦覧・説明会について](#)

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について

ページ作成日: 2016年12月21日 カテゴリー: 新着情報

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について (公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)浜里風力発電事業の環境影響評価準備書(以下、「準備書」という)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

事業者

- 名称 株式会社道北エナジー
- 代表者 代表取締役 坂本元靖
- 所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間1506番地19

準備書の縦覧

(仮称)浜里風力発電事業 環境影響評価準備書

公表の場所: 幌延町役場、豊富町役場、天塩町役場、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課

縦覧期間: 平成28年12月22日(木)から平成29年1月26日(木)まで

縦覧時間: 開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

 電子縦覧: <http://eeh-development.com/hamasato/>

準備書説明会の開催

第1回 豊富町 定住支援センター(天塩郡豊富町東1条6丁目) 平成29年1月12日 午後1時～

第2回 幌延町 国際交流施設(天塩郡幌延町宮園町1-8) 平成29年1月12日 午後6時～

第3回 天塩町 社会福祉会館(天塩郡天塩町海岸通5丁目) 平成29年1月13日 午後1時～

対象事業の概要

- 事業名称: (仮称)浜里風力発電事業
- 対象事業実施区域: 天塩郡幌延町
- 対象事業の種類: 風力発電所設置事業
- 対象事業規模: 発電所出力: 最大61,200kW(3,000kW級の風力発電機を17基設置)
- 関係地域: 天塩郡幌延町、天塩郡豊富町及び天塩郡天塩町

意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

- 提出方法: 氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出
- 提出期間: 平成28年12月22日(木)から平成29年2月9日(木)まで

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1506番地19 株式会社道北エナジー

TEL 0162-73-6269 担当: 井波、掛川

インターネットによる「お知らせ」
 (株)道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト
 (1)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



お知らせ

平成28年12月22日(木)	(仮称)浜里風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子総覧について
平成28年12月22日(木)	(仮称)浜里風力発電事業に係る環境影響評価準備書の総覧場所・意見書の提出・説明会について
平成27年9月18日(金)	(仮称)浜里風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表を終了しました
平成27年8月19日(水)	(仮称)浜里風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子総覧について
平成27年8月19日(水)	(仮称)浜里風力発電事業に係る環境影響評価方法書の総覧場所・意見書の提出・説明会について
平成27年4月10日(金)	(仮称)浜里風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表を終了しました
平成27年3月10日(火)	(仮称)浜里風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表について
平成27年3月10日(火)	(仮称)浜里風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の総覧について
平成27年3月10日(火)	(仮称)浜里風力発電事業 ホームページを開設致しました

計画概要

対象事業の名称	(仮称)浜里風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大61,200kW (3,000kW級の風力発電機を17基設置)
対象事業実施区域	北海道天塩郡幌延町
関係地域	天塩郡幌延町、天塩郡豊富町及び天塩郡天塩町

お問い合わせ

株式会社道北エナジー

住 所： 〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

担 当： 井波、掛川

電話番号： 0162-73-6269

お問い合わせ時間：土、日、祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

インターネットによる「お知らせ」
((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
(2)

【環境影

響評価方法書の電子縦覧について】

(仮称) 浜里風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について

平成28年12月22日
株式会社道北エナジー



当社は、平成28年12月22日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 浜里風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

準備書

表紙・目次	準備書 1/27 [261KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	準備書 2/27 [59KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	準備書 3/27 [10MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.1 自然的状況	準備書 4/27 [16MB]
3.2 社会的状況	準備書 5/27 [8.5MB]
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	準備書 6/27 [6.9MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	準備書 7/27 [656KB]
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	準備書 8/27 [562KB]
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	準備書 9/27 [333KB]
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	準備書 10/27 [10.7MB]
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	準備書 11/27 [69KB]
第10章 環境影響評価の結果	
10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	
10.1.1 大気環境	準備書 12/27 [10.6MB]
10.1.2 水環境	準備書 13/27 [6.3MB]
10.1.3 その他の環境	準備書 14/27 [8.9MB]

10.1.4 動物(1/2)	準備書 15/27 [22.6MB]
10.1.4 動物(2/2)	準備書 16/27 [20.8MB]
10.1.5 植物	準備書 17/27 [8.4MB]
10.1.6 生態系	準備書 18/27 [7.7MB]
10.1.7 景観	準備書 19/27 [9.7MB]
10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	準備書 20/27 [3.4MB]
10.1.9 廃棄物等	準備書 21/27 [190KB]
10.2 環境の保全のための措置	準備書 22/27 [1.5MB]
10.3 事後調査	準備書 23/27 [402KB]
10.4 環境影響の総合的な評価	準備書 24/27 [724KB]
10.5 調査・予測・評価の結果を踏まえた風力発電機の配置計画に係る今後の配慮検討	準備書 25/27 [1.2MB]
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	準備書 26/27 [62KB]
第12章 その他環境省令で定める事項	準備書 27/27 [1.7MB]
資料編1 騒音	巻末資料 1/4 [250KB]
資料編2 水質	巻末資料 2/4 [395KB]
資料編3 動物	巻末資料 3/4 [5.9MB]
資料編4 植物	巻末資料 4/4 [980KB]
要約書	要約書 [14.8MB]

準備書及び要約書は、平成28年12月22日（木）～平成29年1月26日（木）の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び電子地形図（タイル）を複製したものです。（承認番号 平28情復、第817号）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用しました。（承認番号 平28情使、第671号）

承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

本書の著作権は、株式会社道北エナジーに帰属します。著作権者である株式会社道北エナジーの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

各書類をご確認いただくにはAcrobat PDF Readerが必要です。
 お手持ちのパソコンなどにAdobe Reader（無料）ソフトをダウンロードしてインストールをお願い致します。



当サイトのご利用環境について

インターネットによる「お知らせ」
(株)道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト
(3)

【環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について】

(仮称)浜里風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について

平成28年12月22日
株式会社道北エナジー



当社は、平成28年12月22日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称)浜里風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出るとともに、北海道知事、幌延町長、豊富町長及び天塩町長に送付しました。届出・送付した準備書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、説明会を開催致します。

縦覧について

縦覧場所：	北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 北海道天塩郡幌延町役場 北海道天塩郡豊富町役場 北海道天塩郡天塩町役場
縦覧期間：	平成28年12月22日(木)から平成29年1月26日(木)まで
縦覧時間：	土、日、祝日を除く9:00～17:00(開庁時間に準じます。)
電子縦覧：	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/hamasato/

意見書の提出について

提出方法：	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間：	平成28年12月22日(木)から平成29年2月9日(木)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	(仮称)浜里風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について[136KB]

住民説明会の開催について

第1回：	平成29年1月12日(木) 13時～15時 豊富町 定住支援センター(天塩郡豊富町東1条6丁目)
第2回：	平成29年1月12日(木) 18時～20時 幌延町 国際交流施設(天塩郡幌延町宮園町1-8)
第3回：	平成29年1月13日(金) 13時～15時 天塩町 社会福祉会館(天塩郡天塩町海岸通5丁目)

お問い合わせ

社名：	株式会社道北エナジー
住所：	〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
担当：	井波、掛川
電話番号：	0162-73-6269
お問い合わせ時間：	土、日、祝日、年末年始12月29日～1月3日を除く 9:15～12:00、13:00～17:30

